

あいさつ



新型コロナウイルス感染症の拡大は、公衆衛生・医療の危機のみならず、瞬く間に経済・教育・文化・人権などあらゆる側面に大打撃を与える「人類の危機」に発展しました。

京都府では、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、平成28年から令和8年までの10年間を計画期間とする「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」に基づき施策を実施していたところですが、感染症が拡大する中で、京都府においても憶測によるデマや誤った情報の拡散、インターネット上での誹謗中傷や心ない書き込みなどが見受けられたところです。

こうした行為は、人格や尊厳を不当に侵すものであり、決して許されるものではありません。このため、第2次計画の期間途中ではありましたが、この「コロナ差別」に対応するため、本計画の改定を行うことといたしました。

混沌とする現代社会にあって、感染症の拡大が従前からある人権問題を一層多様化、複雑化させている中、京都府総合計画（京都夢実現プラン）に掲げた「人とコミュニティを大切にする共生の京都府」の実現に向けて、この「第2次計画(改訂版)」に沿って、人権教育・啓発に関する施策を進めてまいりますので、府民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、この計画の策定に当たりまして、京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の委員の方々はもとより、府民の皆様から貴重な御意見・御提言をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。

2021年（令和3年）3月

京都府知事
西脇隆俊

目 次

第1章 はじめに	1
1 国際的な人権尊重の流れ	1
2 国内の動向	2
3 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況	3
第2章 計画の基本的な考え方	5
1 計画改定の趣旨	5
2 計画の目標及び性格等	
(1) 計画の目標	5
(2) 計画の性格	6
(3) 計画期間	6
(4) 本計画で用いる「人権教育・啓発」について	6
3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針	7
第3章 人権問題の現状等と取組の方向	8
○ 同和問題(部落差別)	9
○ 女性	11
○ 子ども	12
○ 高齢者	14
○ 障害のある人	15
○ 外国人	17
○ ハンセン病・エイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群)・HIV感染症・難病患者等	19
○ 犯罪被害者等	21
〈さまざまな人権問題〉	22
○ ホームレス	22
○ 性的指向・性自認	22
○ 刑を終えて出所した人	23
○ アイヌの人々、婚外子、識字問題	23
○ 北朝鮮当局による拉致問題等	23
〈社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題〉	24
○ 新型コロナウイルス感染症による人権問題	24
○ インターネット社会における人権の尊重	25
○ 個人情報の保護	27
○ 安心して働ける職場環境の推進	28
○ 自殺対策の推進	29
○ 災害時の配慮	30

第4章 人権教育・啓発の推進 3 1

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 3 2

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園 3 2

(2) 学校 3 2

(3) 地域社会 3 4

(4) 家庭 3 5

(5) 企業・職場 3 6

2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進 3 7

(1) 教職員・社会教育関係職員 3 8

(2) 医療関係者 3 9

(3) 保健福祉関係者 3 9

(4) 消防職員 4 0

(5) 警察職員 4 0

(6) 公務員 4 0

(7) メディア関係者等 4 1

3 指導者の養成 4 2

4 人権教育・啓発資料等の整備 4 2

5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施 4 2

6 調査・研究成果の活用 4 3

7 相談機関相互の連携・充実 4 3

第5章 計画の推進 4 4

1 計画の推進体制 4 4

(1) 京都府における推進体制 4 4

(2) 国、市町村、民間団体等との連携・協働 4 4

2 計画に基づく施策の点検・評価 4 4

用語解説 4 6

資料編 資料 1

1 人権関係年表 資料 2

2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 資料 1 4

3 世界人権宣言 資料 1 5

4 京都府人権教育・啓発推進計画推進本部(概念図) 資料 1 8

5 京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)策定経過 資料 1 9

6 京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改定版)策定経過 資料 1 9

7 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会委員 資料 2 0

〔目標〕 人権という普遍的文化の構築

目標の実現に向けた基本的な考え方

一人ひとりが(の)

- 生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること
- 能力を発揮し、幸福を追求できること
- 個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合うこと

社会における様々な人権問題

同和問題
(部落差別)

女性

子ども

高齢者

さまざまな人権問題

- ・ホームレス ・性的指向・性自認 ・刑を終えて出所した人
- ・アイヌの人々・婚外子・識字問題 ・北朝鮮当局による拉致問題等

障害のある人

外国人

ハンセン病・エイズ
(AIDS、後天性免疫不全症候群)・HIV
感染症・難病患者

犯罪被害者等

社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題

- ・新型コロナウイルス感染症による人権問題
- ・インターネット社会における人権の尊重
- ・個人情報の保護 ・安心して働ける職場環境の推進
- ・自殺対策の推進 ・災害時の配慮

総合的かつ計画的な 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発とは、「人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組」

人権教育・啓発推進の基本方針

- ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ③ 生涯学習としての人権教育・啓発
- ④ 自分ごととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発の推進に関する施策

あらゆる場を通じた 人権教育・啓発の推進

保育所・幼稚園・認定こども園
学校（小学校・中学校・高等学校・大学等）
地域社会、家庭、企業・職場

人権に特に関係する職業従事者 に対する研修等の推進

教職員・社会教育関係職員、医療関係者
保健福祉関係者、消防職員、警察職員
公務員、メディア関係者等

指導者の養成

人権教育・啓発
資料等の整備

効果的な手法による人権教育・
啓発の実施

調査・研究成果
の活用

相談機関相互の
連携・充実

計画の推進体制

- 全庁的な推進本部を設置し、関係部局の連携により総合的に計画を推進
- 国、市町村等の公共団体、NPO等の民間団体との協働関係の構築
- 市町村における人権教育・啓発に関する施策を支援
- 行政と、企業、NPO等多様な主体の協働により計画を推進
- 毎年度、実施方針を定め、施策の実施状況を評価し、以後の施策に反映

京都府人権教育・啓発施策推進
懇話会による評価、施策の点検

1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合では、1948年(昭和23年)12月10日、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言¹」が採択されました。

その後、国連では、世界人権宣言を具体化するため、「国際人権規約²」や「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)³」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)⁴」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)⁵」など、人権に関する数多くの国際規範が採択されてきました。

1994年(平成6年)に人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官⁶が設置され、2006年(平成18年)には、国連における「人権の主流化」(あらゆる活動の中で、人権を最優先の考慮事項とする考え方)の流れのなかで、新たに国連人権理事会⁷が設置され、各国の人権状況の審査を行うなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動が展開されてきました。

人権教育の推進については、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、1994年(平成6年)の国連総会で決議された「人権教育のための国連10年⁸」(1995年(平成7年)から2004年(平成16年)まで)の取組により、人権教育推進の方向がつけられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、さまざまな取組が推進されてきました。

このように、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきましたが、現在においてもなお、世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にさらされている人々もいるという現状があります。

国連では、2006年(平成18年)に、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)⁹」が採択されたほか、「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画¹⁰」が採択され、初等中等教育における人権教育に焦点を当てた第1フェーズ行動計画(2005年(平成17年)～2009年(平成21年))、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点を当てた第2フェーズ行動計画(2010年(平成22年)～2014年(平成26年))に基づく取組が推進され、2015年(平成27年)からは、ジャーナリストやメディア関係者に焦点をあてた第3フェーズ行動計画(2015年(平成27年)～2019年(平成31年))の取組、2020年(令和2年)からは、重点対象を「若者」として、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くこととした第4フェーズ行動計画(2020年(令和2年)～2024年(令和6年))が進められています。

国連決議はさらに、第4フェーズ行動計画を「持続可能な開発目標」(SDGs)¹¹の目標4.7「2030年(令和12年)までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献を理解する教育を

通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」と連携させることを盛り込んでいます。

なお、2011年(平成23年)には国連人権理事会で「企業活動と人権」の領域における国家及び企業の義務や役割について述べた「ビジネスと人権に関する指導原則¹²⁾」が承認され、指導原則として、『①人権を保護する国家の義務、②人権を尊重する企業の責任、③救済へのアクセス』が規定されています。この指導原則は、すべての国家とすべての企業に適用されることを考慮され、その規模、業種、拠点、所有形態及び組織構成にかかわらず、多国籍企業及びその他の企業を含むとされて、社会的に弱い立場におかれ、排除されるリスクが高い集団や民族に属する個人の権利とニーズ、その人たちが直面する課題や性別による差別が無いように特に注意を払うことを求めています。

さらに、国連人権高等弁務官事務所は、世界的な「新型コロナウイルス感染症」の影響を受け、この緊急事態のもと、世界的に人権が制約や制限を受ける事態が生じる可能性があるとしています。この「重大な脅威」に対して、各国が緊急措置をとることは、国際法でも認められていますが、私たちの「人権を実現する責務を持つ」国や自治体が、逆に私たちの人権を制限する場面が出てくることも起こりえるとし、その制限はリスクに見合い、必要なものであって、誰にでも同じように適用され、制限の範囲や期間が明らかになり、制限の度合いはできるだけ低いものでなければならないという国際的指針「COVID-19ガイダンス¹³⁾」を提言しています。

2 国内の動向

我が国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取組が推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年¹⁴⁾」、「国際児童年¹⁵⁾」、「国際障害者年¹⁶⁾」、「国際識字年¹⁷⁾」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備され、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図る施策が推進されてきました。2020年(令和2年)には、近年の企業活動における人権の尊重への国際的な要請の高まりから、「ビジネスと人権に関する行動計画¹⁸⁾」が取りまとめられ、SDGsの達成に寄与することが期待されています。

特に、我が国固有の人権問題である同和問題(部落差別)については、1965年(昭和40年)の同和对策審議会の答申¹⁹⁾に基づいて、その解決に向け、1969年(昭和44年)の「同和对策事業特別措置法」施行以来、3つの特別法に基づき、2002年(平成14年)3月までの33年間にわたって、特別法による対策事業が実施されてきました。

また、女性、障害のある人、外国人等のさまざまな人権問題についても、男女共同参画社会、ノーマライゼーション²⁰⁾あるいは共生社会の実現などの理念のもとに、その改善に向けたさまざまな施策が実施されてきています。

しかしながら、我が国の人権に関する現状については、国連の自由権規約委員会²¹⁾をはじめとした関係機関から、同和問題(部落差別)や女性、外国人等さまざまな人権問題が存在すると指摘されているところです。

こうした中で、1995年(平成7年)12月に「人権教育のための国連10年」の取組を推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年

推進本部」が設置され、1997年(平成9年)7月には、国内行動計画が策定されました。

また、1996年(平成8年)12月に、「人権の擁護に関する施策を推進するための法律(人権擁護施策推進法)²²」が制定され、「人権尊重の理念を深めるための教育・啓発」及び「人権侵害の被害者救済に関する施策の推進」を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999年(平成11年)7月に「人権教育・啓発の基本的事項」について、2001年(平成13年)5月に「人権が侵害された場合における救済制度の在り方」について、それぞれ答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000年(平成12年)12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)²³」が制定・施行されました。同法においては、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されています。

その後、同法に基づき2002年(平成14年)3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画²⁴」により、さまざまな人権問題について、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきています。

その後も、子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律や、「いじめ防止対策推進法²⁵」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)²⁶」などが整備されるとともに、2016年(平成28年)4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)²⁷」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)²⁸」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)²⁹」のいわゆる人権三法が施行されるなど、様々な人権問題にかかわる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

しかしながら、2020年(令和2年)に発生した新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別・誹謗中傷が見られるなど、新たな人権問題が顕在化する中で、社会・経済状況の変化等に対応した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。

3 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況

京都府では、こうした国内外の人権をめぐる状況等を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針として、1999年(平成11年)3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画³⁰」を、2005年(平成17年)1月には、人権教育・啓発推進法に基づき「新京都府人権教育・啓発推進計画³¹」を、2016年(平成28年)1月に「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」を策定し、知事を本部長とする推進本部のもと、関係部局が緊密な連携を図りながら、さまざまな施策に取り組んできました。

「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」においては、毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定するとともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況を取りまとめ、外部の有識者で構成する「京都府人権教育・啓発施策推進懇話会」において評価を得ること等により、施策の点検と計画のフォローアップを行っています。

こうした取組により、京都府の人権教育・啓発に関する施策が総合的かつ計画的に推進されるようになり、特に、教職員・社会教育関係職員、公務員等の「人権に特に関係する職業従事者」に対する研修等を計画的に実施してきました。

また、府内の全市町村においても計画や指針が策定され、人権教育・啓発が施策体系の中にしっかりと位置付けられるようになるなど、内容、対象、実施主体の各面で広がりを見せています。

さらに、世界人権宣言採択の周年事業として、70周年に当たる2018年(平成30年)11月18日に、人権尊重の理念をあらためて府民に幅広く訴えかけることを目的として、京都府、京都市、京都地方法務局、京都人権啓発推進会議³²及び(公財)世界人権問題研究センター³³の五者による「世界人権宣言70周年京都アピール」を發表しました。

このアピールは、2016年(平成28年)に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消法」のいわゆる人権三法が相次いで施行され、いずれも国民はもとより、国や地方公共団体が取り組むべき責務を明らかにしており、これらの人権問題の解決に向けた取組を進めることが必要であるとともに、いわゆるLGBTなど、性的少数者への偏見や差別、不当な取扱いによる生きづらさの解消等も重要な課題であるにとらえた上で、私たちは、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」と宣言した、世界人権宣言の理念とその意義を今一度確認し、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指して、共に考え、そして力強く行動していくことを呼びかけたものであり、今後とも、その趣旨の実現に向けて、具体的な施策等を推進することが求められています。

2020年(令和2年)に実施した「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」に関する府民調査によると、2014年(平成26年)調査と比較して、「府民一人ひとりの人権意識は10年前と比べて高くなっている」と感じる人の割合や「最近5年間に人権啓発に関する研修会に参加した経験のある人」の割合が増加するなど、府民の中に、人権教育・啓発の取組が浸透してきていることがうかがえる一方で、「京都府は、人権が尊重された豊かな社会になっている」と感じる人の割合が減少するとともに、子どもの結婚や住宅の購入等に関して、障害のある人、被差別部落出身者、外国人に対する差別意識や偏見が依然として存在していることがうかがわれます。

また、新型コロナウイルス感染症に関する質問では、感染した人を特定しようとする行為について、約半数が「許されない行為であり、感染拡大に支障が生じる」と答える一方、約1/4が「身近な地域で感染が判明した場合、やむを得ない」と答えています。

今後も引き続き、府民の人権意識の高揚や新たな人権課題などを踏まえた人権教育・啓発に取り組むことが必要です。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

人権とは、人間の尊厳に基づく固有の権利として、すべての人が生まれながらに持っているもので、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的権利とされています。

京都府では、2019年(令和元年)10月に策定した府政運営の指針である「京都府総合計画(京都夢実現プラン)³⁴」において、20年後に実現したい京都府の将来像の一つとして、誰もが生き生きと暮らし、幸せを実感できる、「人とコミュニティを大切に共生の京都府」を掲げ、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、男性も女性も、子どもも高齢者も障害者も、外国人も、全ての人が地域で「守られている」「包み込まれている」と感じ、誰もが持つ能力を発揮し、参画することのできる社会づくりの実現に向けたさまざまな取組を推進しています。

2005年(平成17年)1月に、「人権教育のための国連10年京都府行動計画」(1999年(平成11年)3月策定)を継承・発展させた「新京都府人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を、総合的かつ計画的に進めてきました。

少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、人々の意識の変化等も反映して、新たな問題も顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化してきており、こうした状況や、それまでの成果や課題を踏まえ、京都府として人権教育・啓発に関する施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めるため、その基本的指針として、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を2016年(平成28年)1月に「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」に改定しました。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、大学や個人への誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込みなど、さまざまな事象が社会問題化しており、こうした「コロナ差別」に対応するため、計画の見直しを行うこととしました。

2 計画の目標及び性格等

(1) 計画の目標

「京都府総合計画(京都夢実現プラン)」に掲げた2040年の京都府社会の姿として、誰もが生き生きと暮らし、幸せを実感できる、「人とコミュニティを大切に共生の京都府」の実現に向けて、府民が人権について学び、交流できる機会を拡充するとともに、相談体制を充実していくことにより、人権という普遍的文化を京都府において構築すること

「人権という普遍的文化を構築すること」とは、人権尊重を日常生活の習慣として身につけ、実践できるという意識が、社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな地域社会を創っていくことであると考えています。

この目標の実現に向けた基本的な考え方は、次のとおりです。

○ **一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること**

社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重され、自分と同様に他の人もまた、かけがえのない存在として尊重される社会であることが必要です。

○ **一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できること**

人権とは何よりも、自己実現と幸福追求のための権利であり、一人ひとりが社会に参画し、その努力によって自らの可能性を伸ばし、将来を切り開いていくことができる社会であることが必要です。

○ **一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合うこと**

一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、だれもがいきいきと地域で生活できる共生社会の実現のために、人と人がつながり支えあうことが必要です。

(2) **計画の性格**

この計画は、人権教育・啓発推進法第5条に規定する地方公共団体の責務として、京都府が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

(3) **計画期間**

この計画の計画期間は2016年(平成28年)1月から2026年(令和8年)3月までとします。(2021年(令和3年)3月改定)

今後も必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(4) **本計画で用いる「人権教育・啓発」について**

国連の「人権教育のための世界計画」の行動計画においては、人権教育の定義について「人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組」としており、本計画で用いる「人権教育・啓発」も同様の意味として用いています。

一般的に「教育」、「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部分があり、明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を各実施主体に提案する実践的な観点から、必要に応じ人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。

その場合、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、「府民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する府民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」をいいます。

3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針

この計画における人権教育・啓発は、これまで取り組んできた成果を踏まえ、次の基本方針に基づいて推進します。

① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

だれもが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身につけることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力をのばすための取組を推進します。

また、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にした取組を推進します。

② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためには、人と人がつながり支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組を推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取組を推進します。

③ 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。府民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組を推進します。

④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が府民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進します。

また、これまで育まれてきた伝統や文化等については、さまざまな生活の知恵などとして伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。

第3章 人権問題の現状等と取組の方向

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。

しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。具体的には、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、いじめや虐待、プライバシーの侵害などの問題があります。

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する施策が幅広く推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

このようなさまざまな人権問題が生じる背景について、国の基本計画では、「人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等」の他に、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる」とされています。

人権教育・啓発は、府民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身につけ、社会的に弱い立場におかれた当事者が、差別・排除の対象とされることなく社会参加していくという視点と、当事者が自身の権利を学び、権利の実現を要求する力を高めていくという視点が重要です。全ての人々が自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動していけるようにするための条件整備とも言えます。

そのためには、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる機会や場を通して解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

また、誰もが安心して暮らしやすい仕組みやまちづくりなどの取組により、ユニバーサルデザイン³⁵(誰もが使いやすい設計)の考え方を実現し、一人ひとりが自立でき、支え合える社会に向けた施策の一層の推進を図る必要があります。

子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、あらゆる教育活動を通して、関係機関等と連携を図りながら、人権教育を推進しています。

今後も、一人ひとりを大切にされた教育を進めるとともに、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からの学習と、同和問題(部落差別)や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からの学習の両面から、発達の段階に応じて人権尊重についての理解と認識を深め、自他の人権を守る実践的な態度が培われるよう、人権教育を推進していく必要があります。

なお、本章においては、従来から取組を推進している課題に加え、「さまざまな人権問題」や「社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題」として、多様な問題を整理して記載しています。

近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがヘイトスピーチ³⁶ であるとして取り上げられ、社会的な関心を集めており、こうした行為が外国人のみならず、その他の集団に向けられることもあります。さらに、インターネット上でも、人権侵害や差別意識を生じさせるような記載が問題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い、感染者やその家族、治療に当たる医療関係者等に対する誹謗中傷や心ない書き込み、活動自粛や営業自粛を過度に求める言動等が見られます。

この感染症は誰もが感染しうる病気であることから、府民へ正確な情報に基づく冷静な行動と人権への配慮を促すとともに、一人ひとりの状況に応じた心理的ケアの充実を図る必要があります。

今後のWITHコロナ社会(新型コロナウイルスと共存・共生する社会)を見据え、府民の人権啓発・研修等への参加機会の拡大に取り組み、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、人権侵害がない、誰もが自分らしく生き、参画することができる社会の実現を目指します。

同和問題(部落差別)

【現状と課題】

1965年(昭和40年)の同和对策審議会答申は、「同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である。」という認識を示しました。京都府としても、同和問題の早期解決を府政の重点課題と位置付け、1969年(昭和44年)の「同和对策事業特別措置法³⁷⁾」の施行以来、国や市町村との連携を図る中で、特別法による対策事業を実施してきました。

こうした施策の積極的な推進等により、生活環境の改善をはじめとした物的な基盤整備が進み、同和对策審議会答申で指摘された低位な実態は、さまざまな面で大きく改善されるなど、特別法による対策は、概ねその目的を達成できる状況となりました。

2002年(平成14年)3月の特別法による対策事業終了後の取組については、環境改善はもとより教育、就労対策等により得られた成果が損なわれることのないよう留意し、地域改善対策協議会³⁸⁾の意見具申(1996年(平成8年))が示した基本認識のもと、現行制度を的確に運用して取組を推進するとともに、教育、就労、福祉の生活実態上の課題等の解決に向けた取組を進めてきました。

国においては、2016年(平成28年)12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別の解消に関する施策を講ずることが国及び地方公共団体の責務として規定されるとともに、相談体制の充実と教育及び啓発の実施を図るよう努めるものと規定されています。

併せて、同法第6条に基づき実施された部落差別の実態に関する調査の結果を見ると、部落差別の現状についての一般国民に対する意識調査において、回答者の約半数が「部落差別はいまだにある」と回答しており、依然として部落差別は人権課題の重要な一類型であり、引き続き粘り強く適切に対応する必要があります。

京都府においては、部落差別解消法第4条に規定されている相談体制の充実に向けて、「隣保館における相談機能の充実に向けたモデル事業(頼れる隣保館づくり)」を2018年度(平成30年度)及び2019年度(令和元年度)に実施し、2020年度(令和2年度)からは、本モデル事業を受けて、隣保館の実情に応じ必要とされる支援について現場で共に考える伴走型支援を実施しています。

府民調査では、結婚にかかわる問題や、住宅購入にあたって同和地区(被差別部落)への忌避意識などが依然として存在していることがうかがわれ、こうした心理

面での課題が、戸籍謄本等不正取得事件³⁹ や土地調査問題⁴⁰、インターネットを利用した悪質な書込みなどにつながっているものと考えられます。

情報化の進展など、近年の社会・経済情勢の変化や広く地域社会全体が多様化している現状も踏まえつつ、今後とも、同和問題(部落差別)の早期解決に向けて引き続き粘り強く取り組んでいく必要があります、差別意識や偏見の解消のための教育・啓発、相談体制の充実や同和地区(被差別部落)内外の交流を通じて、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていく取組をさらに進めていくことが重要です。

【取組の方向】

(人権尊重の視点からの効果的な教育・啓発活動の推進)

同和問題(部落差別)の解決のためには、人権教育・啓発を推進することが大切であり、子どもが自立的に社会に参画できるよう一人ひとりを大切にした教育を行うとともに、同和問題(部落差別)に対する正しい理解と認識を深めることによって差別意識や偏見を解消することができるよう、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発の充実を図ります。

また、隣保館や公民館等の生涯学習施設等を活用した交流を促進し、住民間の相互理解を深めながら、人権が真に尊重される地域づくりやそれを担う人づくりを進めることが重要なことから、より一層創意工夫された取組が推進されるよう、市町村の取組を支援していきます。

(現行制度の的確な運用と隣保館の活用による取組の推進)

今後とも、地域改善対策協議会の意見具申(1996年(平成8年))が示した「①同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと、②同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること、③同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること、④同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること」という基本認識のもと、人権問題の重要な柱として、早期の解決を目指して引き続き現行制度を的確に運用して取組を進めます。

また、部落差別解消法第1条に規定されている「現在もなお部落差別は存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを踏まえ、インターネット上の差別への対応など国との適切な役割分担のもと、必要な教育及び啓発、相談体制の充実に努めます。

同和問題(部落差別)の解決のため、第一線の機関としてこれまで重要な役割を担い、社会福祉施設として位置付けられている隣保館が、今後とも周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、幅広く活用されることが重要であり、そのためには、隣保館の設置主体である市町村と十分連携を図りながら、生活上の各種相談事業等を通じて各地域のニーズを的確に把握した上で、必要な施策を適切に実施するなど、引き続き課題解決に向けた取組を推進します。

女性

【現状と課題】

性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いや、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、性に起因する暴力など、依然として課題が残されており、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況です。

女性の活躍状況を示す国際指数であるジェンダー・ギャップ指数⁴¹は、2021年(令和3年)の世界経済フォーラムの発表によると、我が国は156か国中120位であり、諸外国とくらべて低い結果となっています。

配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、2018年(平成30年)の京都府の調査では、36.8%(男性32.4%、女性41.2%)の人が「配偶者から暴力的行為を受けたことがある」と回答しており、26.1%(男性20.9%、女性30.9%)が「交際相手から暴力的行為を受けたことがある」と回答しています。国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)⁴²」に基づく京都府内の配偶者暴力相談支援センター(京都府家庭支援総合センター、京都府南部・北部家庭支援センター、京都市DV相談支援センター)におけるドメスティック・バイオレンス(DV)⁴³相談件数は、2019年度(令和元年度)6,360件であり、さらにコロナ禍において注視していく必要があります。

また、2019年(令和元年)中のストーカー事案認知数は776件であり、被害者の約9割は女性となっています。

セクシュアルハラスメント⁴⁴については、京都労働局における相談件数が2017年度(平成29年度)は203件あり、マタニティハラスメント⁴⁵については、日本労働組合総連合会が2017年(平成29年)に実施したマタニティハラスメントの調査で、21.4%が「職場でハラスメントを受けた・見聞きしたことがある」と回答しています。

このような状況の中、2019年(令和元年)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したことにより、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)において、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど、防止対策の強化が図られました。

【取組の方向】

(男女共同参画施策の推進)

「京都府男女共同参画推進条例⁴⁶」の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施することにより、社会のさまざまな分野で女性の参画や能力発揮を進め、女性の人権が尊重される社会の実現に取り組みます。

(女性の活躍支援)

子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の人などのニーズに応じ、京都ジョブパークマザーズジョブカフェ⁴⁷において、就業と保育のワンストップ支援を行います。

経済団体等と連携した「輝く女性応援京都会議⁴⁸」のもと、積極的な女性の人材発掘・能力開発・登用等の推進、「働き方改革」の推進による環境づくり、起業・創業支援等、女性の活躍のさらなる加速化に取り組むとともに、女性の船事業等による地域の女性リーダーの育成やプラットフォーム(活動の基盤)づくりにより、地域で女性が活躍できる環境を整備します。

(女性に対するあらゆる暴力の根絶)

ドメスティック・バイオレンス(DV)については、その根絶に向けて、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関との連携を一層強化し、引き続き、啓発から相談、一時保護、自立支援までの切れ目のない支援に取り組めます。交際中の男女の暴力(デートDV)についても、若年層の理解が広まるよう啓発を行うとともに、学校においても男女が互いに尊重しあうための教育を推進します。

また、ストーカー行為やリベンジポルノ(元交際相手等への嫌がらせ)等の根絶に向けて、警察などの関係機関との連携、被害者の心理ケア等の適切な支援に努めます。

性暴力被害者に対しては、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)⁴⁹」を通じて行政、医療機関、弁護士会、民間団体等が連携し、被害直後から総合的な支援を提供し、被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図ります。

また、DVやストーカー等の加害者に対しても、状況に応じて加害行為への気づきを与える指導・警告をするなど行為を抑止する働きかけなどに取り組めます。

(ハラスメント対策)

府内企業の経営者や管理職、人事担当者等に対してセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、パワーハラスメント⁵⁰対策の研修を行うなど、労働法令の周知及び人権教育・啓発の取組を通して防止に努めるとともに、京都労働局等の関係機関とも連携し、相談や被害者への適切な支援を行います。

子ども

【現状と課題】

近年の急激な少子化に伴い、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性の育ちにくい状況が生まれています。

また、家族の形態等の変化に伴い、家庭の子育てのあり方も多様化しており、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識も薄れてきています。

子どもにとって重大な人権侵害である児童虐待(保護者等による身体的・性的・心理的虐待、ネグレクト⁵¹)に係る京都府の児童相談所への相談件数は2019年度(令和元年度)には2,547件となっており、近年急増しています。

いじめ・暴力行為や体罰についても依然として深刻な問題です。情報化の進展に伴って、SNS⁵²等でのいじめなど新たな形態で被害者や加害者になる事態が生じており、暴力行為は小学校で増加傾向にあります。また、不登校の子ども数も、近年増加傾向を示しています。

インターネット上の有害情報の氾濫や、児童買春・児童ポルノなど子どもにかかわる犯罪も増加してきています。虐待やいじめなどによって子どもの生命が失われる事件も後を絶たないなど、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがあります。

1951年(昭和26年)の「児童憲章⁵³」や1994年(平成6年)に批准された「子どもの権利条約」においては、子どもを権利行使の主体と認め、子どもの意見表明権などを保障すべきものとしていますが、依然として、そのことは十分に認識されていません。

また、子どもの貧困率⁵⁴は2018年(平成30年)時点で13.5%と大きな改善は見られず、依然として子どもの7人に1人が貧困状態にあります。子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、社会全体で子どもの育つ環境を整備することが必要です。

【取組の方向】

(育成環境の整備)

「京都府子ども・子育て応援プラン⁵⁵」に基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された状況の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進します。

また、家庭が子どもの発達の段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を支援するとともに、学校等において、子どもの自主性や主体性が発揮できる機会の充実に努めます。

(子どもへの虐待の防止)

子どもへの虐待の未然防止、虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び心理的ケア、社会的自立や親子関係の再構築の支援など、子どもが安心・安全に暮らすための取組を推進します。

子育て家庭の孤立化や子育てへの負担感が、子どもへの虐待の要因の一つであることから、PTA、自治会やNPO等、地域社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を目指します。

(いじめ、暴力行為、体罰等への対策)

いじめや暴力行為の未然防止に努め、早期発見・早期対応に引き続き取り組みます。いじめについては、京都府いじめ防止基本方針⁵⁶に基づいた具体的な取組を推進するとともに、個々の事象に適切に対応できるよう支援・相談・指導体制を強化し、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携した取組の充実を図ります。

また、インターネットやSNS等でのいじめについては、「ネットいじめ通報サイト」の開設やSNS相談等を行います。

暴力行為については、警察と連携した非行防止教室や課題を抱える子どもへの個別支援、学校の生徒指導体制の強化などの取組を推進します。

体罰については、根絶に向けた教職員への研修の深化を図ります。

(不登校の子どもへの支援)

スクールカウンセラー等の配置を進めて学校の教育相談機能の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。また、京都府総合教育センターにおける電話・来所・巡回などの教育相談の充実を図ります。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を踏まえ、教育支援センター(適応指導教室)やフリースクールなどの関係機関と学校が連携した学習機会提供の取組や、宿泊を共にする様々な集団活動・自然体験を行う取組を推進します。

(児童ポルノ対策)

児童ポルノを根絶し、児童ポルノの被害をなくすため、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律⁵⁷」及び「京都府青少年の健全な育成に関する条例⁵⁸」に基づき、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を実施します。

(子どもの貧困対策)

「京都府子どもの貧困対策推進計画⁵⁹」に基づき、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、学校をプラットフォームとした地域連携の推進やライフステージに応じた子どもへの支援をはじめとした総合的な取組を進めます。

(啓発等の推進)

子どもは、保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立ち、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進します。

高齢者

【現状と課題】

府民の総人口に占める65歳以上の割合は、2019年(平成31年)3月末現在で28.8%と高齢化が一層進行しており、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加しています。

また、介護を必要とする高齢者の割合は、2019年(平成31年)3月末現在で20.6%となっていますが、介護保険施設や家庭における身体的及び精神的な虐待、身体拘束等により、人権が侵害されるといった問題も発生しています。

一方で、年齢などで高齢者を一律に弱者とする誤った理解により、働く意欲のある高齢者についても雇用・就業機会が十分に確保できず、社会参加できない事象も発生しています。

このような中で、高齢者が尊厳を保ちながら、それぞれのライフスタイルによりいきいきと暮らしていける社会をつくっていくことが求められています。

【取組の方向】

(計画に基づく施策の推進)

超高齢社会に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、「京都府高齢者健康福祉計画⁶⁰」に基づき、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の推進を図ります。

また、市町村高齢者健康福祉計画(介護保険事業計画を含む)の推進を広域的視点から支援します。

(権利擁護)

虐待を受けた高齢者の保護、認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利擁護及び養護者に対する支援を行うため、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター⁶¹」において、専門職チームの市町村への派遣や、人材育成、成年後見人の利用促進等を行うなど、虐待通報窓口である市町村の取組を支援します。

(介護者支援)

家族介護者交流・リフレッシュ事業や介護教室・研修会等、市町村が行う地域支援事業の取組を支援し、家族介護者の支援や介護負担の軽減を図ります。

(社会参加)

意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわらず「社会の支え手」として活躍することができるよう、雇用・就業機会の確保など、高齢者の社会参加を支援します。

また、子どもたちとの世代間交流や高齢者同士の交流を通じて、生きがいづくりの機会の充実を図ります。

(福祉のまちづくり)

障害のある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、「京都府福祉のまちづくり条例⁶²」に基づき、社会環境の整備を進めます。

また、京都府高齢者情報相談センターにおける法律上も含めたさまざまな相談の対応や高齢者の人権についての啓発に取り組みます。

障害のある人

【現状と課題】

障害の有無にかかわらず、全ての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。しかしながら、障害についての十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、差別的な言動を受けたり、障害のある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。

国では、2006年(平成18年)に国連が採択した「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、2011年(平成23年)には「障害者基本法⁶³」が改正され、障害のある人に対する合理的配慮の概念を盛り込み、2013年(平成25年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を制定するなど、国内法の整備を進め、2014年(平成26年)1月に同条約を批准しました。また、その他にも「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)⁶⁴」などさまざまな法整備が行われています。

これらの法制度の状況等を踏まえ、京都府では、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例⁶⁵」を制定(2015年(平成27年)4月1日施行)し、障害を理由とした不利益取扱いの禁止や社会的障壁の除去のための合理的な配慮の実践、雇用及び就労の促進、文化芸術・スポーツの推進等を通して、共生社会の実現を目指しています。

障害のある人等に対する理解については、特に精神障害のある人や難病患者等は、障害の特性が十分知られていないと考えられることから、一層の理解の促進を図ることが必要となっています。

府内企業の障害者雇用率⁶⁶については、2019年(令和元年)6月1日現在で2.23%と法定雇用率⁶⁷の2.2%を上回っていますが、令和3年3月に法定雇用率が2.3%に引き上げられたことから、今後も施策の一層の推進が必要となっています。

また、障害のある人に対する虐待(身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待)も発生(2018年度(平成30年度)の府内での発生件数は、障害者福祉施設従事者等からの虐待が18件、養護者からの虐待が36件)していることから、引き続き虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援が重要となっています。

【取組の方向】

(共生社会の実現に向けた取組)

障害のある人の「完全参加と平等⁶⁸」を実現するため、障害のある人もない人も共に生活できるための環境整備を推進します。

「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」、「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例⁶⁹」や「京都府障害者基本計画⁷⁰」に基づいて、障害のある人がライフステージのすべての段階において、社会、経済、文化等の各分野で平等に参加、活動することのできる社会を実現するための取組を推進します。

(権利擁護)

虐待を受けた障害のある人の保護及び自立の支援や養護者に対する支援を行うため、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」において、専門職チームの市町村への派遣や、人材育成、成年後見人の利用促進等を行うなど、虐待通報窓口である市町村の取組を支援します。

(介護者支援)

家族介護者交流・リフレッシュ事業や介護教室・研修会等、市町村が行う地域支援事業の取組を支援し、家族介護者の支援や介護負担の軽減を図ります。

(社会参加)

障害及び障害のある人に対する理解の促進、ふれあいや交流の場づくり、「障害者スポーツの普及・振興」、「文化芸術活動及び農業と福祉の連携による社会参加」を促進します。

働く意欲のある障害のある人の雇用・就労を促進するため、雇用の場の創出と拡大を図るとともに、障害特性に応じた支援や就業力強化の取組を推進します。

障害のある子どもたちに対しては自立と社会参加が果たせるように、学校における就修学支援、就職支援を図り、就職率の向上に取り組みます。

また、地域生活を営む上で重要な住宅の確保について、府営住宅の特定目的優先入居制度の運用やグループホームの整備支援をさらに進めるなど、障害のある人の意見等を聞きながら取り組みを進めます。

(福祉のまちづくり)

「施設や病院から地域生活への移行の促進」、「障害のある人が安心して暮らせる生活基盤の整備」といった施策の大きな方向性を考慮しながら、障害のある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、社会環境の整備を進めます。

(正しい知識の普及・啓発)

障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。

(障害者雇用)

京都ジョブパーク内に「京都障害者雇用企業サポートセンター」を設置し、障害のある人に適した仕事の創出、雇用管理、各種助成制度に関する提案やアドバイス等を総合的に行います。障害のある方の更なる雇用の拡大及び障害のある方自身の支援をする「はあとふるコーナー」と協働して職場定着を促進します。

また、障害のある人を積極的に雇用している企業を「京都府障害者雇用推進企業(京都はあとふる企業)」として認証し、障害のある方の雇用が進むよう、取り組みを進めます。

外国人

【現状と課題】

京都府内の外国籍府民は増加が続いており、2019年(令和元年)末で64,070人と府人口の約2.5%を占め、国籍別では、韓国・朝鮮の人々が多く、次いで、中国、ベトナム、フィリピン、アメリカ、ネパール、インドネシア、タイなどとなっています。

また、外国につながりを持つ国籍や文化、習慣などさまざまな背景のある子どもや保護者が増え、日本語教育や母語・母国文化教育の充実、外国語で受診可能な医療機関の整備など、共に暮らしていくための教育・生活支援がますます必要となっています。

京都府では(公財)京都府国際センター⁷¹を中心に、災害時の支援体制構築に取り組むとともに、外国籍府民への生活情報の提供や生活相談、日本語習得の支援等を行い、国際理解の促進や、外国籍府民と共に暮らす地域づくりの取組を推進しています。また、学校においては、「外国人児童生徒に関する指導の指針」を定め、すべての児童生徒に対して、互いを認め合い、共に暮らしていこうとする資質や能力を育成するとともに、外国籍児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現が図られるよう、一人ひとりの状況に応じた教育を推進しています。

一方で、新たに日本で生活する外国籍の人々に対しては、言葉や生活習慣の違いから、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などがあり、日常生活を送る上でのさまざまな問題が生じています。従来から京都府に生活基盤を持つ外国籍等の人々についても、公的年金や住居、就労、結婚などの問題が指摘され、特に在日韓国・朝鮮の人々には、日本国籍を取得した人も含めて、なお偏見や差別などの問題があります。

近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が生じていることから、2016年(平成28年)に、「本邦外出身

者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行され、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策の実施が国及び地方公共団体の責務とされました。京都府では、同法の施行を受け、2017年(平成29年)に啓発パンフレット「ヘイトスピーチと人権」の発行や「人権問題法律相談(京都府人権リーガルレスキュー隊)」を設置するとともに、2018年(平成30年)に施設の管理者が使用制限を実施する場合の要件や手続等を明らかにした「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」を取りまとめました。さらに、市町村にも同様のガイドラインの取りまとめを働きかけ、2020年(令和2年)には全市町村でガイドラインが策定されました。

ヘイトスピーチは、当事者である外国籍府民の心身を傷つけるとともに、広く府民に不安感や嫌悪感を与え、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせることにも繋がりがねないことから、引き続き啓発を行い人権意識を高めていく必要があります。

【取組の方向】

(多文化共生社会の実現に向けた取組と啓発の推進)

(公財)京都府国際センターをはじめ、市町村、国際化協会と連携・協働して、多国籍の府民等をサポートしている個人や団体への支援に取り組むとともに、多文化共生社会の実現に向けさまざまな機会を通じて府民啓発の取組を推進します。

今後ますます国際化が進む中で、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成していくための取組など、地域での「つながり」を深め、民族や国籍等による差別を許さない地域づくりを進めます。

また、多文化共生のためには、府民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、特に、人を排斥し、誹謗中傷するようなヘイトスピーチは許されないという人権意識や、外国籍府民等の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、国や市町村等と連携しながら、効果的な啓発を実施していきます。

加えて、外国人労働者が増加していることから「京都産学公連携海外人材活躍ネットワーク」を創設し、研究者等の高度外国人材や介護・農業など特定技能者等の外国人、留学生等が安心して活動し暮らせるための受入体制を構築し、海外ネットワークを生かした人材確保から、インターナショナルスクールの誘致や居住環境面の相談、地域の多文化共生まで、オール京都でサポートします。

(施策への意見等の反映)

外国籍府民等が地域の一員として地域づくりに参画し、多様な感性や能力を発揮することは、京都の活性化や国際化の大きな力となるため、外国籍府民共生施策懇談会をはじめ各種懇談会等への参加機会の拡大を図り、その意見等の反映に努めます。

(外国籍府民等と共に暮らす地域づくりのための生活支援及び就修学支援)

(公財)京都府国際センター、市町村、国際化協会やNPO等と協働して、「京都府外国人住民総合相談窓口」での外国籍府民等への生活情報の提供や生活相談、「地域における日本語教育推進プラン」に基づく日本語教育の取組の推進などを行うとともに、外国籍府民等に関する災害時支援体制を構築します。

また、外国につながりを持つ子ども・保護者への教育支援など、府民の国際理解の促進、外国籍府民等と共に暮らす地域づくりのための取組を推進します。

学校においては、外国籍児童生徒の正確な実態把握に基づき、個々の状況に応じた指導や支援を進め、日本の生活習慣や学校生活に適應できるよう配慮するとともに、日本語の速やかな習得を図るための日本語指導に努めます。

また、外国につながりを持つ子どもについても、個々の状況を踏まえたきめ細かな配慮に努めます。

ハンセン病・エイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群)・HIV感染症

・難病患者等

【現状と課題】

患者が、適切な医療を受けるためには、療養環境の整備に加え、医療を提供する医療機関やその従事者との相互信頼関係が築かれる必要があります。行政においても、公的な相談体制の整備等を通じ医療機関等との信頼関係の構築や回復を図るよう取り組んでおり、今後も引き続き取り組むこととしています。

特に、ハンセン病⁷²やエイズ⁷³・HIV⁷⁴感染症、難病については、次のような現状や課題があります。

(ハンセン病)

ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきましたが、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が2001年(平成13年)に成立しました。

一方で、隔離を主体とした「らい予防法」が1996年(平成8年)に廃止された後も、2003年(平成15年)にハンセン病元患者の宿泊拒否問題⁷⁵が生じるなど、未だに根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

また、2009年(平成21年)には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が施行され、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な、福祉の増進や名誉回復のための支援などが定められました。

さらに、2019年(令和元年)には、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、ハンセン病患者のご家族も偏見や差別の中で、長年にわたり多大な苦痛と苦難を強いられてきたことに国が責任をもって対応するとともに、国が対象となる元患者家族の方々に補償金を支給することとされました。

京都府においても、ハンセン病に対する誤解を解消し、正しい理解を深めるための啓発を行うとともに、療養施設に入所されている方の里帰りや中高生を中心に療養所を訪問し、体験談を聞くなど交流の機会を提供しています。

(エイズ・HIV感染症)

新規エイズ患者・HIV感染者報告数は増加傾向にあり、広く男女を問わず20代・30代の感染が拡大している状況です。最近の傾向として、性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴があり、感染経路によってHIV感染者を差別するといった問題も発生しています。

世界保健機関(WHO)⁷⁶では、毎年12月1日を「世界エイズデー⁷⁷」と定め、世界的にエイズまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでおり、京都府もこれに呼応して、12月を「京都府エイズ予防月間」として集中的に普及啓発に取り組んでいます。

また、エイズ治療拠点病院等連絡会議を設置し、エイズ対策にかかわる専門家から幅広く意見を聴取するなど、関係機関や団体と連携した総合的な政策の展開に取り組んでいます。

(難病)

難病は、種類も多くさまざまな特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見は全く健康な人と変わらないことから、難病に対する無理解による誤解や偏見が生じています。

障害者総合支援法(2013年(平成25年)4月施行)では、障害者の範囲に難病等が加わり、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。さらに、難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指して、「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病医療法)」が2015年(平成27年)1月に施行されました。

難病患者それぞれの人権が尊重され、安心して社会参加できる環境づくりが必要です。

【取組の方向】

(ハンセン病についての啓発の推進)

かつて、誤った知識により隔離政策を進め、ハンセン病に対する差別や偏見を助長してきたことへの反省のもと、ハンセン病に関する正しい知識の普及により、偏見や差別を一刻も早く解消するため、引き続き啓発活動を推進します。

(エイズ・HIV感染症についての啓発の推進)

HIV感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育においてもエイズに対する正しい知識の普及に取り組みます。

偏見や差別の解消や、HIV感染者が採用時や職場内において、不当な取扱いを受けないための啓発活動を進め、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を推進します。

(難病についての啓発の推進)

難病に関する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。

犯罪被害者等

【現状と課題】

犯罪被害者とその家族又は遺族(犯罪被害者等)は、事件・事故による直接的な被害だけでなく、事件・事故に遭ったことによる心身の不調、司法手続の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的な苦痛、経済的負担等の二次的な被害にも苦しめられます。

京都府では、2004年(平成16年)に犯罪被害者等の支援施策を盛り込んだ「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、さらに、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を送ることができるよう、総合的な支援を行うことを目的として、2008年(平成20年)1月30日に「京都府犯罪被害者サポートチーム⁷⁸」を立ち上げました。

また、2014年(平成26年)4月には、府内全市町村で犯罪被害者等支援条例⁷⁹が施行され、各市町村での支援制度は確立されましたが、さらなる支援制度の充実や府民への周知が必要です。

特に性暴力の被害は、身体的影響もさることながら、精神的な影響も甚大であり、被害者は、日常生活を送ることさえ困難な状況となることも少なくありません。また、警察等への届出をためらうなど、潜在化する傾向にあります。そのため、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ることが必要です。

【取組の方向】

(犯罪等発生直後の支援活動の充実)

犯罪等が発生した直後の病院への付き添いなど直接支援活動を適切に進めるとともに、傷害等による身体的な被害等に係る診断書料等の公的負担制度の充実、一時避難場所等の確保及びカウンセリングをはじめとする精神的被害の軽減や早期回復支援等の初期的被害者支援の充実を図ります。

(初期から中・長期にわたる総合的かつ継続的な支援体制の確立)

京都府、京都府警察、京都市、関係行政機関・関係団体等で構成する「京都府犯罪被害者支援連絡協議会⁸⁰」が中心となり、犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、協議会会員相互が連携・協力して途切れのない被害者支援活動を展開します。

「京都府犯罪被害者サポートチーム」では、犯罪被害者等が少しでも早く平穏な日常生活が送れるよう心情に配慮しながら、総合的な支援を行うとともに、初期の段階で警察等と連携を図り、市町村を含めた相談窓口の充実強化を進め、犯罪被害者等に寄り添った中・長期にわたるサポート体制の充実強化を図ります。

(民間支援団体への支援及び連携した取組)

(公社)京都犯罪被害者支援センター⁸¹が行う相談業務や直接的支援⁸²等の活動をサポートするとともに、民間支援団体等との連携による取組を推進します。

行政、警察、医療機関、弁護士会、民間団体等が連携し、性暴力被害者に対して被害直後から総合的な支援を提供する「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)」において、被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図ります。

(犯罪被害者への理解や支援のための広報啓発)

市町村や関係機関との協働により、犯罪被害者等への支援制度の周知を図るとともに、「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)等の機会を活用し、犯罪被害者等の置かれている状況等について、府民理解の促進を図ります。

さまざまな人権問題

ホームレス

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人⁸³が存在しています。

なお、ホームレスに至る原因はさまざまであり、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多くあります。

多くの人は公園・河川・道路・駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスとなった人の人権への配慮が求められています。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、府民の理解と協力を得て、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要です。

京都府では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス特措法)⁸⁴」に基づき、国、市町村、関係機関、民間団体と連携・協力し、生活保護の実施等ホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進します。

また、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を強化する「生活困窮者自立支援法⁸⁵」が2015年(平成27年)4月から施行されており、ホームレス対策については、「ホームレス特措法」の趣旨を踏まえつつ、生活困窮者自立支援制度の実施主体である府内各市(福祉事務所設置自治体)と連携を図りながら、自立支援を推進します。

性的指向・性自認

LGBT⁸⁶等性的少数者の当事者は、社会生活のさまざまな場面で偏見や差別などに直面しており、またそうした対象になることを恐れて周囲に自分の性のあり方を打ち明けることができないなどの生きづらさを感じる方がおられます。

そうした中、国においては2004年(平成16年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律⁸⁷」が施行され、性同一性障害者であって、一定の条件を満たす人については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。(2008年(平成20年)に改正法が成立し、要件が緩和)

また、学校に対しては、性同一性障害などの児童生徒への配慮等を求める国からの通知がなされています。

2017年(平成29年)に、京都府では、京都市をはじめ民間団体を含む12団体で構成する京都人権啓発推進会議において、「性的指向と性自認⁸⁸の理解促進等に関する研究会」を設置し、当事者や学識経験者、企業から意見を伺いながら、当事者の困難の状況や可能な取組について研究を進めています。

LGBT等性的少数者に対する社会の理解は未だ十分とはいえ、社会生活のさまざまな場面で、偏見や差別を受けることがあることから、多様な性に対する府民の理解を深め、性的指向・性自認にかかわらず、誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるための教育・啓発を推進します。

また、LGBT等性的少数者の当事者やその家族などは様々な悩みを抱えているため、相談体制の充実に努めます。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。

無職の刑務所出所者の再犯率は有職者と比べて高くなっており、国においてハローワーク等を通じた総合的就労対策が行われているほか、京都府においても自立就労サポート支援を行っています。

こうした取組と併せ、刑を終えて出所した人が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発を推進する必要があります。

アイヌの人々・婚外子・識字問題

2019年(平成31年)「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律⁸⁹⁾」が成立しました。この法律は国及び地方公共団体に対し、教育活動、広報活動を通じ、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないとしています。

アイヌの人々の民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発の推進に努めています。

婚外子(嫡出でない子)については、民法や戸籍法施行規則の改正により、戸籍上の続柄の記載や、相続分が嫡出子と同じ取扱いとなりましたが、婚外子であることを理由に偏見や差別を受けることがないように、啓発の推進に努める必要があります。

京都府内には、同和問題(部落差別)をはじめ在日韓国・朝鮮の人々に対する差別や貧困あるいは歴史的経過によって、教育を受ける機会が保障されなかった人々に関する識字問題があります。京都府としては、識字問題を基本的人権にかかわる問題と位置づけ、1990年(平成2年)の「国際識字年」や、2003年(平成15年)からの「国際識字の10年」を通して、取組を推進してきており、国の動向も踏まえ、この問題の解決に向け、各人権問題の状況に応じて取り組んでいます。

北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による拉致問題については、2002年(平成14年)9月17日に行われた日朝首脳会談における交渉の結果、北朝鮮当局は公式に日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、政府は、北朝鮮当局による拉致被害者として認

定する17名のほかにも北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、所要の捜査・調査を進めており、その中には京都府関係者も含まれています。

国際連合においては、2003年(平成15年)以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権侵害状況決議が採択され、北朝鮮当局に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

国は2005年(平成17年)の国連総会決議を踏まえ、2006年(平成18年)6月には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、国や地方公共団体の責務として、拉致問題等に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされています。

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

京都府においても、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日～16日)を中心に、国や市町村とも連携して、拉致問題の周知・啓発に取り組むとともに、2014年(平成26年)9月に、京都府拉致問題連絡会議を設置し、帰国実現の際における被害者と家族を支援する体制づくりを進めています。

府民の拉致問題への関心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、写真パネル展の開催や広報媒体を活用して周知・広報に努めるなど、国や市町村とも連携し、広く府民に対する啓発活動を推進します。

社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題

新型コロナウイルス感染症による人権問題

【現状と課題】

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、憶測によるデマや誤った情報の拡散、大学や個人への誹謗中傷や心ない書き込み、営業自粛等に従わない事業者等への行き過ぎた非難など、差別につながる行為が見受けられ、全国的に医療・福祉従事者等に対する偏見や差別が広がっているとの指摘もされているところです。新型コロナウイルス感染症蔓延の初期段階においては中国人など特定地域の人々を排斥するような動きがあり、その後、100年に一度の衛生上の危機と言われるパンデミック(感染症の世界的大流行)により社会不安が高まり、ウイルスを遠ざけたい気持ちから、ウイルスにかかわる人や集団など目に見えるものを対象にそれを排除しようとする行動や、同調圧力の高まりから自粛警察(私的に取り締まりや攻撃を行う行為や風潮)と呼ばれるものにつながっていると考えられます。

こうした行為は人格や尊厳を不当に侵すだけでなく、感染が疑われる症状のある方が医療機関や保健所等に届け出ることを躊躇され、更なる感染拡大につながるおそれもあります。

我々の闘う相手は「ウイルス」であって「人間」ではないことや、この感染症は誰もが感染しうる病気であることなどを訴える中で、府民へ正確な情報に基づく適正な行動を呼びかける必要があります。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の患者等については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、「国及び地方公共団体は、人権を尊重しなければならない」、「国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者などの人権が損なわれることがないようにしなければならない」と規定するとともに、厚生労働大臣及び都道府県知事は、「感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。」とされています。

外国籍府民には、国、府、市町村等から感染情報のほか各種支援情報等が随時発信されているところですが、日本語のわからない外国籍府民には十分伝わらず、必要な支援を受けられない可能性があります。

【取組の方向】

感染者等に対する誹謗中傷等は、人格や尊厳を不当に侵すものであり、絶対に行わないようにすること等の呼びかけや憶測やデマに惑わされず、正確な情報に基づき冷静に行動することなどの啓発活動を推進します。

また、SNS等インターネット上の差別や誹謗中傷等の書き込みに対しては、インターネットモニタリングに「新型コロナウイルス感染症」を追加するとともに、府民のネットリテラシーのための取組を進めます。

差別やいじめ等にあつた方には人権相談窓口があり、弁護士会と連携した人権問題法律相談や、「京都こころのライン相談」など、コロナ差別に関する相談体制の充実に取り組みます。

医療現場では、患者のプライバシー保護の観点から、個人が特定されることがないよう配慮しつつ、ケースに応じ、感染拡大防止に必要な情報に限定して公表するとともに、医療従事者や患者、その家族等が不当な差別を受けないよう、正しい知識の普及に努めます。

教育現場では、正しい情報を得るとともに、不安や恐れから差別や偏見、いじめ、SNS等での誹謗中傷等が生じないように、児童生徒の発達段階に応じた教育を進めます。

外国籍府民には、必要な情報が確実に届くよう、多言語での情報発信、関係機関への周知等を引き続き行っていくとともに、市町村、国際化協会、地域日本語教室等と連携しながら、生活支援に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症に関する人権課題はこれにとどまるものではなく、さらに、今後、新たな課題が発生する可能性もあることから、関係機関が協力・連携して必要な施策に取り組む必要があります。

インターネット社会における人権の尊重

【現状と課題】

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及やSNS等さまざまなサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。

一方で、違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。

2002年(平成14年)に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)⁹⁰」では、情報の流通において権利が侵害された場合に、被害者がプロバイダ等⁹¹に対して発信者情報の開示を請求する権利が規定されています。

京都府では、2016年度(平成28年度)に、行政機関や青少年団体、関係事業者等を構成員とする「オール京都で子どもを守るインターネット利用対策協議会」を設置し、インターネットを利用する機会の多い青少年が被害やトラブルにあうことなく、安心して快適に利用できる環境づくりを進めてきたところです。

また、2017年度(平成29年度)より青少年ネット被害相談窓口を設置し、青少年やその保護者などからの相談に対応しているほか、インターネット被害等に係るインターネットやSNS等でのいじめなどの人権侵害を把握し、学校での指導や削除要請につなげるため、「ネットいじめ通報サイト」を開設していますが、外部から閲覧できないSNS等の利用も進んでおり、府民が安心してインターネットを利用できるよう、今後一層、インターネットの適切な利用や、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発を推進していく必要があります。

【取組の方向】

(教育・啓発の推進)

インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると完全に消し去ることは極めて困難であることから、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広げるとともに、インターネットの仕組みと危険性について周知し、情報モラルとメディアリテラシー⁹²(流通する情報を活用する能力)の向上を図り、府民が加害者にも被害者にもならないよう、引き続き、フィルタリング(利用制限)サービス⁹³の利用啓発やSNS等の利用に関する注意喚起など、年齢等に応じた教育・啓発を推進します。

また、市町村、関係機関等と連携し、府内各地域で啓発パンフレット「インターネットと人権の話」の研修等での活用や「インターネットと人権に関する府民講座」を開催するなど、引き続き家庭や地域でのインターネットの適切な利用とネットリテラシー向上のための取組を進めます。

悪質な情報発信、誹謗中傷が後を絶たないことから、総務省においては、「インターネット上の誹謗中傷への対策に関する政策パッケージ」(2020年(令和2年)9月)がとりまとめられ、

- (1) ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動
- (2) プラットフォーム事業者の取組支援と透明性・アカウントビリティ向上
- (3) 発信者情報開示に関する取組
- (4) 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

を位置づけ、これらの進捗状況等の検証実施を行い、インターネット上の誹謗中傷に対して各府省や産学民のステークホルダーと連携した早急な対応を行うこととされています。京都府としても、インターネットモニタリングを充実させるとともに、被害回復のための実効性のある取組を進めます。

(悪質な情報発信への対応等)

憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、特に人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、府内市町村や他都府県と連携し法務省やプロバイダに対し削除要請を行います。

引き続き、「ネットいじめ通報サイト」の運営やSNS相談等の取組により、SNS等でのいじめなどの人権侵害を把握し、学校での指導や削除要請を行います。

さらに、警察や法務局、市町村等とより連携を強める中で、青少年とその保護者を対象として設置したネットトラブル相談や、被害者の対応にあたって、より効果的な助言等ができるよう取り組みます。

個人情報保護

【現状と課題】

情報通信技術の発達等による情報化の進展は、生活にさまざまな利便をもたらす反面、個人情報が独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、商品化されたりする等、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じています。

個人情報の流出や漏洩は、個人のプライバシーを侵害するものであり、安心して社会生活を営む上での大きな障害となるものですが、コンピュータウィルスや不正アクセスにより個人情報を盗み出すという悪質な事件も起きています。

また、「個人情報の保護に関する法律」により、個人情報を取り扱う事業者には、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられています。

【取組の方向】

(適正な取扱い)

京都府個人情報保護条例を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図るとともに、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の実施に当たっては、これまで以上に個人情報の保護について厳格に取り扱います。

また、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組みます。

(身元調査の防止)

個人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査は、その内容によっては、結婚や就職において重大な人権侵害にかかわる極めて深刻な問題であり、府民や事業者が自ら身元調査を行ったり依頼することはもちろん、調査に応じること自体が個人のプライバシー等の侵害となるおそれがあることについて、府民や関係者への啓発を推進します。

2011年(平成23年)から2012年(平成24年)にかけて、身元調査などの目的で、戸籍謄本や住民票の写しなどが、本人の知らないところで不正に取得される事案が発生したことから、「本人通知制度」が府内全市町村で導入されており、この制度をさらに有効なものとしていくため、この制度の普及に向けて今後とも引き続き市町村を支援していきます。

安心して働ける職場環境の推進

【現状と課題】

やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たしていくためには、誰もが安心して働ける職場環境を整えることが必要ですが、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワーハラスメントの顕在化、職場でのセクシュアルハラスメントや、妊娠・出産、育児休業等を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行うマタニティハラスメントが問題となっているほか、長時間・過重労働や賃金不払残業などによる違法な働き方を強いる企業の存在が社会問題化しています。

職場のパワーハラスメントについては、2016年度(平成28年度)に厚生労働省が実施した調査によると、過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがあると回答した人は32.5%であり、都道府県労働局における「いじめ・嫌がらせ」の相談件数も2018年度(平成30年度)には8万件を超えています。京都労働局の「いじめ・嫌がらせ」の相談件数に関しても、2018年度(平成30年度)は前年度から152件増加(8.9%増)で過去最高の相談件数となり、対策は喫緊の課題となっていることから、2019年(令和元年)に一部改正された、「労働施策総合推進法」が2020年(令和2年)6月に施行され、職場におけるパワーハラスメント等の防止対策が事業主に義務付けられました(中小事業主については2022年(令和4年)4月)。

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章⁹⁴」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

【取組の方向】

(ハラスメント対策)

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなど、ハラスメントを防止するには、企業で働く一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが必要なことから、京都府では、府内企業の経営者や管理職等に対する研修やセミナーによる意識啓発とともに、就労環境の改善などを助言する「アドバイザー」派遣等の支援を行います。

一方で、被害者への支援も重要であり、相談を通じてアドバイスをを行うとともに、法令違反の場合には権限を持つ労働局や労働基準監督署などの解決機関へ誘導します。

(ワーク・ライフ・バランスの取組)

京都府では、ハラスメント対策に取り組むほか、「輝く女性応援京都会議」のもと、「京都女性活躍応援計画」を策定し、京都労働局・京都府・京都市・経済団体が一体となって運営する女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」において、オール京都で仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組を進めます。

取組に当たっては、企業の実情や労働者のニーズにも配慮しながら、長時間労働の是正などの働き方の見直しや仕事と育児・介護の両立を支援し、働きやすい職場環境の整備を進めます。

(就労環境の改善)

長時間・過重労働や賃金不払残業を強いるなどの違法行為が疑われる場合には、調査監督権限のある労働局に連絡の上、連携してコンプライアンス(法令順守)の徹底を図るなど、誰もが働きやすい労働環境の実現に向けて取り組みます。

また、労働者が働く上で必要な労働関係法の知識を習得することにより、職業生活における自らの権利を守ることができるよう、学校教育の各段階に応じた労働教育の充実を図るとともに、京都府ホームページ等で労働関係法を分かりやすく解説するなどの周知・啓発を強化します。

自殺対策の推進

【現状と課題】

自殺には、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係などさまざまな社会的な要因等が複雑に関係しており、その多くは防ぐことができる社会的な問題であり、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

自殺の背景・原因となり得る失業や長時間労働、多重債務等の経済・生活問題、がん、うつ等の健康問題、家族間の不和、離婚等の家庭問題等は、誰もが自らの人生のさまざまな場面で抱える可能性があるとともに、自殺に関する正確な情報発信が十分でないこと等から、遺族は偏見に苦しんでいます。

こうしたことから、京都府自殺対策に関する条例を2015年(平成27年)3月に制定(同年4月1日施行)し、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得るものであるという認識に立ち、市町村、関係団体、府民等オール京都体制で自殺対策を推進しています。

また、減少傾向にあった府内の自殺者数が、2020年(令和2年)は、増加に転じたことを受け、若者をはじめ、コロナ禍等により孤立感を深める方や生活への不安を抱える方への対応も必要です。

【取組の方向】

(総合的な自殺対策の推進)

京都府自殺対策に関する条例に基づき、悩みを抱えた人の孤立を防ぎ、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現するため、総合的かつ計画的に自殺対策を推進します。

(人材の確保、養成)

悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーなど自殺の防止等に関する人材の確保、養成等を実施します。

(相談その他の支援の提供体制の充実)

市町村や関係団体等との連携のもとに、自殺の原因となり得る問題に対する早期の相談、支援体制や自殺する危険性が高い人に対して適切な対処を行う体制の充実とともに、自殺未遂者や自殺者の親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を実施します。

(啓発の推進)

京都いのちの日(毎年3月1日)を初日とする3月の自殺対策強化月間に府民の理解促進、自殺予防の取組等を集中的に実施します。

災害時の配慮

【現状と課題】

体育館などの一般避難所に指定されている施設は本来の利用目的に沿って設計されているため、高齢者や障害のある人などの災害要配慮者の方々が長期の生活をする場として適していません。

2011年(平成23年)の東日本大震災では、ユニバーサルデザイン化がされていない一般避難所で長期の生活を余儀なくされた要配慮者が体調を崩す、又は悪化し、死に至るといった災害関連死が多発しました。災害発生直前までは健康だった方も、怪我や避難所での生活が長期間続くことで要配慮者になることも考えられます。

2016年(平成28年)4月の熊本・大分地震では要配慮者の方が、一般避難所のユニバーサルデザイン化が進んでいないことから、倒壊寸前の自宅や、車中泊により避難生活を送る事例や、指定の福祉避難所に住民が殺到したことで、福祉避難所としての本来の役割を発揮することができない事案が発生しました。

このような状況を防ぐためにも、一般避難所のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、「要配慮者相談窓口」や「静養室」、「授乳室」、「ベッドコーナー」、「補助犬コーナー」などを設置し、要配慮者を含め、すべての方が安心して過ごすことのできる避難所の整備が重要です。

さらに新型コロナウイルス感染症対策として、避難所の環境整備や、住民が指定緊急避難所に殺到しないように、ホテルや旅館等の民間施設を活用するなど、避難先の分散化が重要です。

頻発化、激甚化する風水害等に備え、府内市町村と連携のもと、今一度地域毎の危険性を地域全体で共有したうえで、消防団員や自主防災組織等を中心に、地域で適時的確に避難を促す人材を養成するとともに、障害者や高齢者等の災害時要配慮者も含めた避難の実効性を確保する必要があります。

京都府では、非常時専任職員として担当市町村へ参集する仕組みを構築しているほか、災害復旧・被災者支援等を行う被災地緊急サポートチームを制度化し、災害時応急対応業務マニュアルを策定することでさらなる充実化を図っています。

【取組の方向】

いざという災害に備え、ハード面の整備や避難所運営体制を整えることはもちろん、ソフト面(人材の養成)にも取り組み、要配慮者を含むすべての方が安心して過ごすことのできる避難所の体制整備を推進します。

要配慮者の避難を円滑に行うため、市町村における個別避難計画の作成を促進します。

避難所等の生活支援のため、福祉避難サポートリーダー、通訳ボランティアを養成するとともに、在宅の高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBT等へのきめ細かな配慮がなされるよう市町村と連携して対応を進めます。

市町村災害ボランティアセンターの充実に向けて、府災害ボランティアセンターの初動支援チームの養成及び訓練を実施するなど、体制を強化します。

また、水害時等に円滑に住民が避難できるよう、府内全市町村の水害等避難行動タイムラインのモデル策定を支援します。また、災害時に適時的確に避難を促す災害時声掛け人材を養成するとともに、消防団員や自主防災組織が中心となり地域で災害時要配慮者への対応を含めた各種避難訓練に取り組む災害時避難行動円滑化事業を実施します。

今後、社会情勢の変化や科学技術の発展に伴いさまざまな人権問題が顕在化することも想定されます。京都府としては、常にその状況に留意しながら、この計画を基本的指針として取組を推進します。

第4章 人権教育・啓発の推進

京都府においては、前章で掲げた同和問題(部落差別)などさまざまな人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、一人ひとりを大切にしたい取組を推進することとしています。

人権教育・啓発の推進にあたっては、第2章で定めた「人権教育・啓発の推進に関する基本方針」に基づき、府民それぞれが主体的な取組の中から、

- ① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる
- ② 自分の人権を大切にすると同じように他人の人権も尊重するという認識のもとに、一人ひとりの人権について考えていくことができる
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができる

こととなるよう、さまざまな機会や場を通じ、積極的かつ継続的に推進を図ります。

人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域の実情に即した取組を推進します。また、人権教育・啓発を通じて、人権に関する法律・制度等についての周知を図ります。

人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなど多様な媒体を活用し、社会的な関心の高い具体的な事象を人権の視点から捉えることなどにより、人権教育・啓発に取り組みます。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるように取り組みます。

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園

【現状と課題】

保育所・幼稚園・認定こども園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、保育所保育指針⁹⁵、幼稚園教育要領⁹⁶、幼保連携型認定こども園教育・保育要領⁹⁷に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にす豊かな人間性を持った子どもの育成に取り組んでいます。

保育所・幼稚園・認定こども園においては、家庭や地域社会と連携して、乳幼児が健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心をはぐくむことが必要です。子ども・子育て支援新制度⁹⁸の施行に伴い、保育現場では多様な職種の活躍が期待されていることから、こうした新たに保育に携わる職員を含めたすべての職員が、人権問題についての知識・理解を深めるなど、人権問題や人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ることが必要です。

【取組の方向】

他の乳幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちや思いやりを持つことなど人権尊重の精神の芽生えをはぐくむことができるよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進します。

すべての職員が、自ら高い人権意識を持ち実践することができるように、研修を通して人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に取り組めます。

(2) 学校

【現状と課題】

学校(幼稚園を除く。以下この項において同じ。)においては、「学習指導要領⁹⁹」や「京都府教育振興プラン¹⁰⁰」等に基づき、家庭・地域社会との連携や校種間の連携のもとで、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進しています。

また、府教育委員会では、児童生徒の発達の段階を踏まえて、小学校・中学校・高等学校を見通した体系的な人権学習が実施できるように、2005年度(平成17年度)から人権学習資料集や実践事例集を年次計画的に作成し、教材や資料の整備を図ってきました。

2020年(令和2年)に実施した府民調査では、人権が尊重される社会づくりに向けて必要な施策は、「学校における人権教育を充実させる」が最も多いという結果になっています。

また、社会状況の急激な変化とともに、子どもを巡る人権上の課題が非常に多様化・複雑化していることを踏まえ、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見を活かした支援やケアを受けて、新たな人権問題に適切に対応することが必要になっています。

これらのことを踏まえて、子どもが人権尊重の意識を高め、互いの個性や価値観の違いを認めて、自分を尊重し、他人を尊重する心をはぐくむとともに、自立的に社会に参画できるよう、今後も一人ひとりを大切にした教育を推進していくことが重要です。その際、同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法への評価を踏ま

えその継承と発展を図るとともに、現代の社会経済状況や学校教育を巡る今日の状況を踏まえた人権教育の一層の充実を図る必要があります。

また、すべての教職員が人権尊重の理念について理解・体得するとともに、経験豊かな教職員が持つ蓄積の継承を通じて経験の浅い教職員も不安なく人権教育に取り組めることが重要です。さらに、児童生徒が学習したことが知的理解にとどまることなく、効果的に人権感覚を高めることにつながるとともに、同和問題(部落差別)などさまざまな人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践する技能や態度を育成するための教材の開発と共有が必要です。

私立小・中・高等学校及び専修・各種学校に対しても、人権教育の推進に資する資料の提供や学習機会の促進を図り、人権教育が積極的に取り組まれるよう支援するとともに、大学等についても、人権尊重の理念についての理解をさらに深め、幅広い人権教育を一層促進することが必要です。

【取組の方向】

(就修学の保障と希望進路の実現)

一人ひとりを大切にした教育を推進するために、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の実質的な機会均等や基礎学力の充実を図り、就修学の保障と希望進路の実現を進めるように学校の組織的な対応の充実を図ります。

また、教職員がスクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」¹⁰¹、関係機関等と協働して、子どもの人権を巡る実態に適切に対応できるように取り組みます。

(学習内容・指導方法)

新たな人権上の課題に対応した人権教育資料等を整備、活用して、さまざまな人権問題に対する児童生徒の理解と認識を深めるとともに、小学校・中学校・高等学校を見通した体系的な人権学習の一層の充実を図ります。

また、共生社会の実現や自分を尊重し他人を尊重する心をはぐくむことなどを目指して、主体的・協働的な学習や課題解決的な学習を取り入れるなど、時代の変化に的確に対応した教材作成に努めます。

さらに、道徳教育や「法やルールに関する教育」、「いのちを考える教育」等と効果的に関連づけながら人権教育に取り組めます。

(研究実践成果の活用)

人権教育の指導内容・方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究実践を深め、成果を府内の各学校に波及させるよう取り組みます。

個別的な視点からのアプローチと普遍的な視点からのアプローチの組み合わせ、教科の学習と特別活動における人権学習の連動などの優れた実践を学校間で共有するための教材の作成などを通じて、人権教育の一層の充実を図ります。

(主体的活動や体験活動の実施)

社会を構成する一員としての自覚を高め、人権尊重の社会づくりに参画する意欲と能力を高めるために、児童生徒自らが主体的に活動する機会を充実させます。

家庭や地域社会などとの連携を深め、社会性や豊かな人間性をはぐくみ、自己有用感を高めるために、児童生徒の多様な体験活動の機会の充実に取り組めます。

(教育環境の整備と研修の深化)

児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境を整えるため、教科等の指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進します。また、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取組を徹底します。

社会状況の変化を踏まえた学校における研修の推進に資するための教材等の作成に努めるとともに、京都府総合教育センターにおいて、体系的・計画的な人権教育講座を実施します。

私立学校等においても、人権教育が積極的に推進されるよう要請するとともに、人権教育関係資料の提供などを通して支援します。

(3) 地域社会

【現状と課題】

地域社会は、地域の人々が共に助け合いながらつながりを持つ場であり、さまざまな人々との交流を通じて、責任感や協調性を高めるとともに人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。また、子どもが身近な人々からの愛情や信頼、期待などを実感し、さまざまな経験を通して安心や自信、誇りや責任感をはぐくむ大切な場でもあります。

地域社会には、同和問題(部落差別)などさまざまな人権問題が存在し、また社会状況の急激な変化に伴い、人権に関する新たな問題が顕在化してきています。そのような、地域社会の中で、あらゆる機会や場を通じて、自分と同じように他人も大切にするという態度や行動が自然に表れるような人権意識をしっかりと身に付けていくことが求められています。

地域社会において効果的な人権教育・啓発を推進するためには、地域の実情に応じた学習機会の提供が必要です。また、府民調査では、人権啓発に関する研修会やイベント等に参加したことがある人ほど、人権に関する意識が高くなっているということ踏まえて、地域における人権学習の機会を増やす必要があります。

さらに、さまざまな人権問題の解決に向けて学習活動を実施する上で、社会教育関係職員及び指導者の資質の向上を図ることが必要です。

また、生涯の各時期に応じてあらゆる機会や場を通じて充実した人権学習を進めるための学習教材の整備や、社会性や人間性を育んだり人権尊重の心を培う機会として多様な体験活動等の機会が必要です。

【取組の方向】

(学習機会の提供)

同和問題(部落差別)などさまざまな人権問題についての理解と認識を深めるため、市町村の公民館や生涯学習センター等の社会教育施設及び隣保館等を拠点として、人権に関する多様な学習機会の提供を支援します。

(指導者の資質の向上)

社会状況の変化に伴うさまざまな人権問題についての理解と認識を深めるとともに、府内の各地域における取組の交流等を通じて研修の内容・方法の工夫・改善を進めるなど、社会教育関係指導者の資質向上のための研修の充実を図ります。

(学習教材の作成・整備)

生涯の各時期に応じて、PTA等の各種団体において人権学習を充実させるため、人権問題に関する視聴覚ライブラリーの充実に努めるとともに、参加型学習を取り入れた学習資料の作成に取り組みます。

(多様な体験活動の実施)

学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

(4) 家庭

【現状と課題】

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくみ、社会性を育てる上で重要な役割を担う場です。

一方で、子どもの虐待や非行などの子どもを巡る問題、ドメスティック・バイオレンス、高齢者や障害のある人への支援の不足など、家庭の問題は多様化・複雑化しています。

また、核家族化による家族構成の変化や都市化による地域とのつながりの希薄化等の影響を受けて、保護者が身近に相談できる相手を見つけることが難しいというような孤立の傾向や、ひとり親家庭の増加や貧困など、家庭教育を行う上で困難な条件がいくつも指摘されています。

そうした中で、子どもへの関わり方に悩み、孤立し、そのストレスから暴力や虐待に繋がるといった人権侵害に当たる事案が増加しています。

これらの現状を踏まえ、家庭において、日常生活における人権感覚を涵養するため、学習活動の支援、サポート体制の充実、ネットワークづくりの推進等により家庭教育を支援する必要があります。また、地域や学校等さまざまな場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚をはぐくむことが求められています。

【取組の方向】

(家庭支援や学習機会の充実)

子育てに不安や悩みを抱きながらも、身近に相談する相手がいない等の理由で孤立している保護者等が身近な場で交流や相談ができるよう、ネットワークづくりを推進します。

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実や情報の提供に取り組みます。

(相談事業、相談体制の充実)

子育てや家庭教育について、電話相談、メール相談、来所・巡回相談など相談事業や相談体制の充実を図ります。

家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、家庭問題に関する総合的な相談機関である京都府家庭支援総合センターをはじめ、児童相談所等の機関の専門性を生かし、学校や市町村、民生児童委員等福祉関係機関との連携をより一層強め、相談活動機能の充実を図ります。

(関係職員の資質の向上)

これらの業務を担う関係機関職員などに対する研修の充実による資質の向上を図り、家庭教育を支援する機能の強化に努めます。

(5) 企業・職場

【現状と課題】

企業(企業により構成される団体を含む。)・職場は、その企業活動・営業活動や、それによって生み出される製品やコンテンツ等を通じ、府民生活に深くかかわるとともに、地域の雇用の場を確保する等、地域や社会の構成員として人権の尊重される社会の実現に向け、重要な役割を担っています。

京都府は、企業・職場に対する取組として、人権意識の高揚を図り、人権問題についての正しい理解と認識を深め、日常業務において常に人権に配慮し、その解決に向けた取組が推進されることを目的として、企業・団体の役職員等を対象とした人権啓発の研修会等を行っているほか、公正な採用の推進を図るための啓発を行っています。

さらに、京都市、京都地方法務局などの行政機関と共に構成する京都人権啓発行政連絡協議会¹⁰²においても、企業内の同和問題(部落差別)などさまざまな人権問題の解決を図るため、企業の役職員等に対する研修を実施するとともに、採用時や職場内の人権侵害を防止するため、企業内人権啓発推進員¹⁰³の設置を推進しています。

また、企業・職場が実施する研修会等については、さまざまな人権問題をテーマとして手法も工夫しながら取組が推進され、関係団体を通じた効果的な人権啓発活動の実践に着実に成果を上げてきており、今後も一層の取組を続けていくことが重要です。

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することが必要であることから、その確立に大きな役割を果たす人材の育成や企業活動の実施に伴い取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理のほか、我が国をはじめ、事業展開する世界各地の状況に応じた人権への配慮が必要です。

勤労者が人権について学ぶためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、経営環境が厳しい中でも、雇用・労働条件や労働安全衛生などが低下することのないよう配慮することが重要であり、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

企業は地域社会の構成員でもあり、人権の尊重が、社会からの信頼と企業の発展につながるといった認識が企業・職場内に定着していくことが必要です。

一方で、採用面接時に不適切な質問を行う事例が発生するなどしており、応募者の適性・能力のみを基準とした公正な採用選考を徹底していく必要があります。

【取組の方向】

各企業においては、それぞれの立場での人権教育・啓発が実施されており、今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりや、就職の機会均等を確保するため、企業・職場が実施する人権研修等に対し、情報提供などの支援に努めます。

京都府においても、雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、企業・団体の役職員等を対象とした人権啓発の研修会等を行います。

企業は地域社会の構成員でもあり、人権の尊重が、社会からの信頼と企業の発展につながるという認識を企業・職場内に定着させるためにも、職場内で人権が尊重されるよう、公正な採用選考についての啓発を推進します。

また、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、研修や自主的な取組に対し、情報提供などの支援を行います。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、集合型の研修が実施しにくい状況の下、WEBで研修が受講できるよう、「京都ジョブパークオンラインセミナー」を開設するなど、新しい生活様式のもとで、中小企業等の研修支援を行います。

2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

この計画の取組を推進するためには、WITHコロナ社会においても、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、教職員・社会教育関係職員、医療関係者、保健福祉関係者、消防職員、警察職員、公務員、メディア関係者等が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、さまざまな研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

また、法律家、議会関係者等¹⁰⁴に対しても、行政機関としての役割を踏まえつつ、人権教育・啓発に係る情報提供など可能な限りの協力を努めることとします。

なお、このほか、国の基本計画においては、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員、入国管理関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、自衛官等を人権にかかわりの深い職業に従事する者とし、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めることとされています。

特に新型コロナウイルス感染症に関連し、海外から帰国した人、外国人、感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族等の人権侵害防止に向けた研修の実施が必要です。

(1) 教職員・社会教育関係職員

【現状と課題】

学校における教育の担い手である教職員は、未来を担う子どもの人権を尊重して子どもの自己実現や幸福追求を効果的に支援するとともに、子どもの人権意識の高揚を図る上で重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権感覚、高い人権意識を持つことや人権教育に関する指導力を向上させることが不可欠です。特に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取組や教職員研修を徹底することが必要です。

また、教職員の大量退職・大量採用のもとで、教職経験の多寡にかかわらず高い人権意識をもった教職員を育成するために、同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図るとともに、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見も取り入れながら、人権教育に取り組むことが必要です。

地域社会における人権教育の担い手である社会教育関係職員は、それぞれの地域における人権学習を推進していく指導者としての資質の向上を図ることが必要です。

さらに、社会状況の急速な変化とともに人権問題が多様化・複雑化する中で、教職員・社会教育関係職員がそれらに適切に対応できるように、研修を深めることが必要です。

【取組の方向】

(教職員の資質向上)

各学校における教職員研修を日常的・系統的に推進するとともに、教職員の主体的な研修を促進します。そこで、子どもへの深い愛情や教育への使命感とともに、人権に関する知的理解を深め、確かな人権感覚を磨き、自他の人権を守ろうと行動する人権意識を高め、同和問題(部落差別)などさまざまな人権問題の解決に向けた実践的な指導力を向上させる校内研修を実施するための研修用ハンドブック・指導資料等の作成・配布や活用を推進します。いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰の根絶のために、個々の教職員の認識を深めるとともに、組織的に教育活動に取り組む意識の醸成を図ります。

また、京都府総合教育センターにおける体系的・計画的な人権教育の研修講座を実施し、特に初任期にある教職員に対する研修機会・内容の充実を図るとともに、教職員のライフステージに応じた研修を推進します。また、大学等教育機関への派遣研修等により、人権教育推進の中核となる人材を養成するとともに、大学等での教員養成段階からの人権教育の充実を支援します。

さらに、今日の社会・経済状況を十分に踏まえた人権教育推進のための研修や現地での研修を通じて、認識を深め視野を広げるような機会の充実を図っていきます。

また、さまざまな人権問題の実態に適切に対応できるように、スクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」などの専門家との協働や専門家による研修などを通じて、教職員の力量を高め、資質の向上を図ります。

私立幼稚園・小・中・高等学校、専修・各種学校、大学等の教職員についても、人権意識の高揚が図られるよう要請するとともに、私立学校教職員に対する人権教育資料の提供や人権研修の実施、府立の大学教職員に対する人権研修を行います。

(社会教育関係職員の資質向上)

地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者として資質向上を図るための研修の一層の充実を図ります。

研修会等において、府内各地域における人権に関する課題解決の方策等を交流し、職員が互いに学ぶ取組を推進します。

(2) 医療関係者

【現状と課題】

医療は、生命と健康に直接かかわるものであり、インフォームドコンセント(説明と同意)¹⁰⁵の徹底等により患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備が必要です。

医療従事者には、医療に関する高度な専門的知識や技術はもとより、プライバシーへの配慮など患者の人権についての深い理解と認識のもと、患者本位の医療を提供することが求められています。

医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・作業療法士等が所属する各医療関係団体において、人権意識の高揚に向け取り組まれているほか、機会をとらえ人権に配慮した対応の必要性について啓発しています。

【取組の方向】

患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるようインフォームドコンセントの徹底や適切な患者の処遇等人権意識の一層の高揚を図るため、医療従事者を養成する学校や養成所、医師会等の医療関係団体における人権教育が推進されるよう講師派遣をするとともに、人権教育・啓発の充実について指導・要請を行うほか、京都府が実施する研修への参加も促していきます。

また、京都府医療安全支援センターにおいて、医療相談、医療相談事例の収集、分析及び情報提供等を行うとともに、患者や家族の人権に配慮した丁寧な対応を行うよう医療機関に指導を行う等、人権意識の高揚、充実を図っていきます。

(3) 保健福祉関係者

【現状と課題】

住民にとって身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人等と接する機会の多い保育士や生活保護ケースワーカー、民生委員・児童委員¹⁰⁶、社会福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係者に対して、人権意識の高揚に向けた研修を行っています。

保健福祉関係者を育成する学校や養成所、研修機関においては、人権尊重の意識や態度の形成を目的とした教育が行われています。

保健福祉関係者は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、プライバシーの保護をはじめ、人権に対する深い理解と認識の上に、人権に配慮した対応が求められます。

【取組の方向】

社会福祉施設等における高齢者や障害のある人に対する虐待事案が発生していることも踏まえ、保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等における保健福祉関係者に対する人権研修の充実に支援します。

保健福祉関係者を育成する学校や養成所及び研修機関における人権教育・研修の充実にについて指導・要請していきます。

(4) 消防職員

【現状と課題】

市町村消防職員は、地域住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守ることを任務としており、住民生活と密接にかかわっています。そのため、その任務の遂行にあたっては、人命の尊重に加えて、被災者や患者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮する必要があり、市町村消防職員の人権感覚と人権意識の高揚に向けた教育をより一層充実させることが必要です。

【取組の方向】

消防職員が人権を尊重し、人権に関する正しい知識を修得して、公正かつ迅速・的確に消防業務を行うため、府立消防学校の課程で人権に関する講義を行っていきます。

(5) 警察職員

【現状と課題】

警察職員は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持する責務を有しており、その職務の内容から人権に深くかかわる事柄が多く、すべての警察職員が人権に関する一層の知識と感性を身に付けることが重要です。

警察職員は、人権を尊重した警察活動を徹底するため、職務倫理教養の推進、適切な府民応接活動の強化をはじめとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた職場及び各級警察学校における教育訓練の充実に強く求められています。

【取組の方向】

適切な府民応接をはじめとした捜査活動、被害者支援等のあらゆる警察活動の推進に当たって、人権を尊重し、公正かつ適切な職務執行を行えるよう、新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う社会情勢の変化に適応した教養環境を整備し、職場や警察学校における職務倫理等の教養の機会を通じて、警察職員一人ひとりが人権意識をより一層高めるための教育訓練の充実に取り組みます。

(6) 公務員

【現状と課題】

公務員には、一人ひとりが確かな人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、特に、社会・経済情勢の急速な変化の

中で顕在化・複雑化している人権に関するさまざまな課題を的確に捉え、これらについて、より広く、より深く認識し、その解決に向けて真しに取り組むことができる職員の育成を図ることが必要です。そのため、人権尊重の理念や同和問題(部落差別)などさまざまな人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に主体的に取り組む人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることを基本目標として職員研修を実施しています。

【取組の方向】

府職員については、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式等の研修を行います。

各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における活用を図ります。

活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、地域社会においても同和問題(部落差別)などさまざまな人権問題の解決に向けた役割を果たすことができる府職員の育成に取り組みます。

また、府職員の自覚を促し、人権尊重に配慮した諸施策が実施されるよう、本計画の周知・徹底を図ります。

さらに、府内市町村の職員に対しても、地域におけるさまざまな人権問題の身近な指導者として活躍できるよう、指導者養成研修会等を実施するとともに、WITHコロナ社会に即した研修(リモート研修等)を実施し、今後も各種情報の提供を行い、市町村職員の人権意識の高揚を支援します。

(7) メディア関係者等

【現状と課題】

メディアは府民生活と密接にかかわることから、府民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。近年では、インターネットの普及によりソーシャルメディア発信者もメディアに含まれる例があります。

メディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者や発信者の積極的な取組が必要です。また、一方では、誤って報道・情報発信等された場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動・情報発信等に当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

なお、国連人権理事会で採択された「人権教育のための世界計画」第3フェーズ(2015年(平成27年)～2019年(平成31年))において、ジャーナリストやメディア関係者が優先対象とされ、これらの人々の人権の促進保護における役割に光を当て、効果的な人権研修の指針を示すことや、研修への支援を促進することなどの重要性を強調することとされました。

【取組の方向】

京都府では、府民に対して人権尊重の働きかけを積極的に行うよう、メディア関係者や情報発信者への要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道・情報発信等が行われるよう促します。

3 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、府民の身近なところで、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。

今後とも、指導者研修に体験的、実践的手法を取り入れるなど創意工夫を図り、指導者の養成に努めるとともに、府民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

4 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要です。京都府では、いわゆる人権三法にかかわる啓発パンフレット「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例 [心のバリアフリーハンドブック]」、「言語として手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例 [聞こえのバリアフリーハンドブック]」、「インターネットと人権の話」、「ヘイトスピーチと人権」、「同和問題と人権」等の冊子を独自に作成しました。

今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえて、対象者の発達の段階や知識、習熟度に応じた効果的な学習教材・啓発資料等の開発に取り組みます。

学習教材・啓発資料等の開発に当たっては、専門的な研究や、国際社会における成果の活用を図るほか、日常生活の中で当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に提起し、これまで育まれてきた伝統や文化等を踏まえながら自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く提起し、興味や関心を引き起こすなどの創意工夫を凝らします。

5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたり長期的に取り組むもので、幼児から高齢者まで幅広い年齢、さまざまな立場の人を対象とするものであることから、対象者の理解の程度に応じて、生涯学習の視点に立って、継続的に実施していくことが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、発達の段階や地域の実情等に応じ、幼児期から家庭・学校・地域等社会のすべての領域において、学校教育と社会教育が相互の連携を図りながら推進していきます。

人権啓発については、対象となる府民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等のさまざまなメディアを活用していきます。

2017年(平成29年)3月に、人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」を開設し、府民の方が人権に関する啓発資料や情報をインターネットからアクセスできる環境整備を行ったところです。今後は、WITHコロナ社会におけるリモート研修等、コンテンツの制作や更なる資材の充実を図ります。

また、憲法週間¹⁰⁷(5月1日～7日)、人権強調月間¹⁰⁸(8月)及び人権週間¹⁰⁹(12月4日～10日)に集中的かつ重点的な取組を行うほか、人権啓発イメージソング¹¹⁰の活用や各種イベント等により、人権尊重に関する社会的気運の醸成を図ります。

さらに、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法(例えば各種コンクールやワークショップ¹¹¹、各種の体験研修、人権啓発イベントにおけるNPO等との協働や、インターネットを活用した動画コンテンツによる啓発など)を取り入れ、府民が身近な問題として親しみの持てる内容となるよう工夫します。

6 調査・研究成果の活用

人権教育・啓発の推進に当たっては、最新の調査・研究の成果を踏まえていくことも重要であることから、世界的な視野で人権問題についての研究を行っている(公財)世界人権問題研究センターや大学等の調査・研究成果を活用し、質の高い、最新の知識の普及に取り組みます。

今後の調査・研究については、人権の保障をめぐる国内外のさまざまな取組や人権に関する諸問題について、歴史的、社会的、総合的に究明することと併せて、人権尊重の理念を現実社会で実践していくための具体的な方法論を明らかにすることも重要になっており、(公財)世界人権問題研究センターや大学等の研究機関において、こうした面でも研究が推進されるよう、研究機関の独立性に配慮しながら要請していきます。

7 相談機関相互の連携・充実

「人権という普遍的文化」を構築するためには、府民が人権問題に直面した際に、市町村等との連携のもとで、身近に相談でき、救済につながる仕組みが必要であるとともに、相談を通じて、実際に発生している状況を把握し、そうしたことも踏まえて人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

京都府では、生活相談、法律相談、各種制度に関する相談など、さまざまな相談窓口を設け、府民からの相談に対応していますが、人権三法が規定する相談体制の充実を図るため、2017年(平成29年)7月に「人権問題法律相談(京都府人権リーガルレスキュー隊)」を設置し、京都弁護士会と連携した人権侵害に関する法律相談を開始しました。

その他、各市町村の区域を越える人権問題などの発生時において、府民が適切なサービスを受けられる体制を整えるという観点から、府の人権にかかわるさまざまな相談機関等によるネットワークをさらに強化していきます。また、法務局等の国の機関、人権擁護委員¹¹²や市町村職員も対象とし、相談機関相互の連携強化や情報交換、相談技能の向上等を目的とした相談員研修会を実施することなどにより、各種相談窓口の充実を図り、人権救済が必要と考えられる場合には、京都地方法務局と連携して、より迅速・的確な対応を目指します。

また、人権問題が多様化・複雑化している中で、京都府内の人権相談窓口を個別人権問題毎に掲載したリーフレット「京都府人権相談窓口」の作成や、人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」において、相談窓口の情報のほか、人権に関する知識や研修に役立つ情報などを掲載するとともに、新聞、テレビ、ラジオなどのさま

さまざまなメディアを活用し、京都府及び関係する専門相談機関の一層の周知を図ります。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 京都府における推進体制

京都府における全庁的な組織として京都府人権教育・啓発推進本部を設置し、施策を実行する府職員の自覚を促し、人権尊重に配慮した諸施策が実施されるよう、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。

(2) 国、市町村、民間団体等との連携・協働

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、市町村をはじめ、公的団体、企業、NPO等の民間団体等との連携が不可欠であり、それぞれの立場や実情等に応じた自主的、積極的な取組の展開を期待しつつ、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。

京都府では、京都市をはじめ民間団体を含む12団体で構成する「京都人権啓発推進会議」や府域の行政機関で構成する「京都人権啓発行政連絡協議会」、京都地方法務局を中心に京都府人権擁護委員連合会や関係市町で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会¹¹³」を通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、さまざまな人権教育・啓発活動を展開しています。

住民に最も身近な市町村における人権教育・啓発に関する施策の策定や実施等が、この計画の趣旨に沿って自主的・積極的に取り組まれるよう支援等を行うとともに、市町村と連携した効果的な啓発活動を推進します。

NPO等による住民の自発的な社会貢献活動は、地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、「京都府社会貢献活動の促進に関する条例¹¹⁴」の趣旨を踏まえ、NPO等が活動しやすい環境の整備に取り組むとともに、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進します。

2 計画に基づく施策の点検・評価

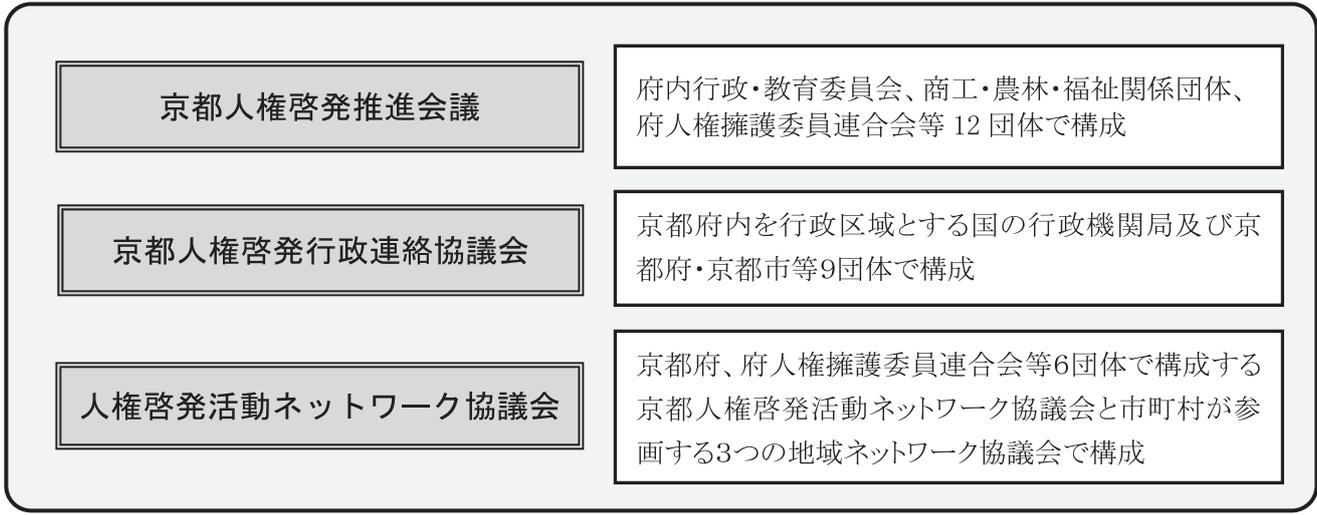
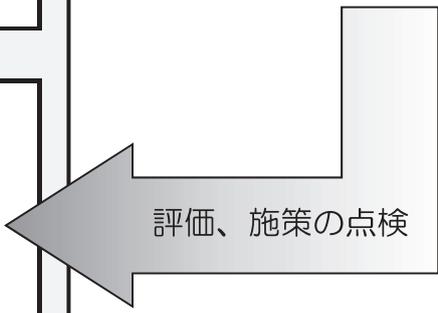
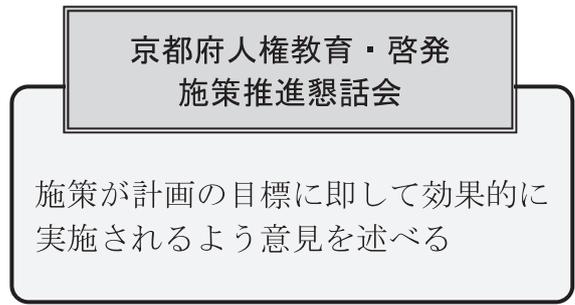
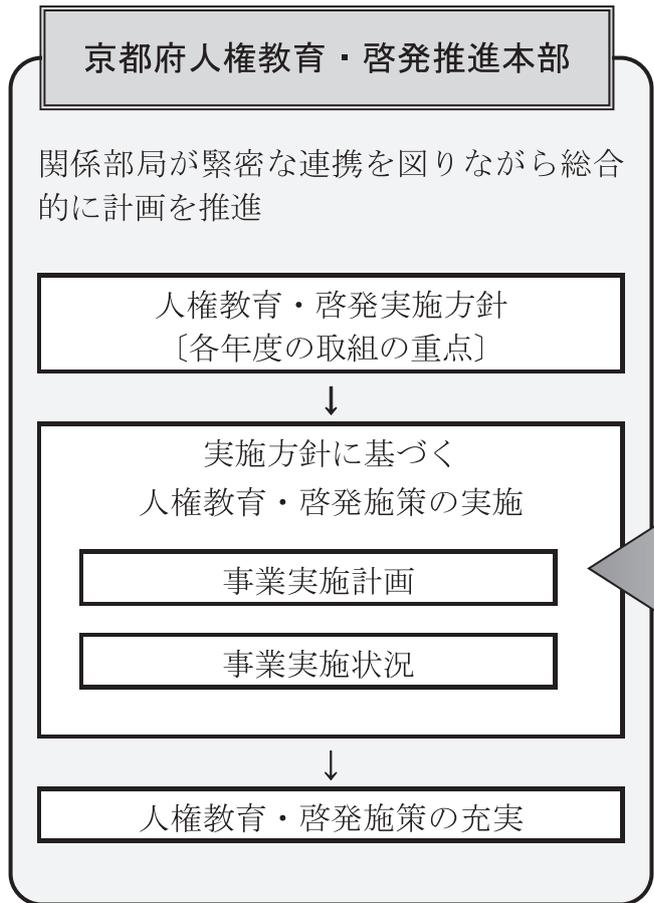
この計画を実現するためには、府民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く府民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえ、周知を図るとともに、人権教育・啓発に関する施策等についての府民意識の把握に努めます。

この計画に基づく施策を効果的に実施するため、毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定するとともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況をとりまとめ、その結果を以後の施策に適正に反映させることができるよう、外部の有識者

により構成する京都府人権教育・啓発施策推進懇話会において、評価を得ること等により施策の点検を行い、本計画のフォローアップを行います。

京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）

〔京都府の人権教育・啓発に関する施策の基本的指針〕



計画の推進

用語解説

◇P1

1 世界人権宣言

1948年(昭和23年)12月の国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

2 国際人権規約

①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(自由権規約)、②市民的及び政治的権利に関する国際規約(社会権規約)、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の3つの総称。我が国は、①及び②の2つの規約について、1979年(昭和54年)6月に批准している。

3 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

1989年(平成元年)11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。我が国は、1994年(平成6年)4月に批准している。

4 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約/女子差別撤廃条約)

1979年(昭和54年)12月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められている。我が国は、1985年(昭和60年)6月に批准している。

5 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)

1965年(昭和40年)12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。我が国は、1995年(平成7年)12月に批准している。

6 国連人権高等弁務官

1994年(平成6年)創設。国連事務総長の下で、人権問題を総合的に調整する役割を担う。主な活動は、人権の実効的な享有及び発展の権利の実現、促進、保護と人権救済に対する権限を有する包括的なもの。

7 国連人権理事会

人権と基本的自由の促進と擁護に責任を持つ国連の主要な政府間機関。国連として人権問題への対処能力強化のため、国連総会の下部機関として、2006年(平成18年)に、従来の人権委員会に替えて新たに設置された。

8 人権教育のための国連10年

1994年(平成6年)の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められた。我が国は、1995年(平成7年)12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年(平成9年)7月には、国内行動計画を策定。

9 障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)

2006年(平成18年)12月に国連総会で採択された条約。障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等を締結国に求めている。我が国は、2014年(平成26年)1月に批准している。

10 人権教育のための世界計画

2004年(平成16年)の第59回国連総会で決議。2004年末の「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的とし、数年のフェーズ(段階)ごとに特定の領域に焦点化した行動計画を策定している。

11 持続可能な開発目標(SDGs)

2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年(令和12年)までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人として取り残さない」ことを誓うもの。

◇P2

12 ビジネスと人権に関する指導原則

ビジネスと人権に関する指導原則は、国連事務総長特別代表のジョン・ラギー氏が策定し、2011年(平成23年)に国連人権理事会により決議された。その目的は、2008年(平成20年)に同じくジョン・ラギー氏が、多国籍企業のビジネスと人権に関する基準と慣行を強化するために策定した「保護、尊重及び救済の枠組(ラギーフレームワーク)」を実行に移すことである。同原則は、31の原則により成り立ち、企業が取り組むべき具体的なプロセスである「人権デューデリジェンス」の手順も記されている。

13 COVID-19 ガイダンス

国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)が、2020年(令和2年)4月に新型コロナウイルス感染症に関する人権尊重の立場から行った提言。

14 国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1975年(昭和50年)。

15 国際児童年

児童の権利の保障を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1979年(昭和54年)。

16 国際障害者年

障害者の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1981年(昭和56年)。

17 国際識字年

非識字の克服を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1990年(平成2年)。「2000年(平成12年)までに、世界のすべての人々に文字を」のスローガンの下に、ユネスコが中心となって各国が識字問題に積極的に取り組んでいこうとする国際的な活動の出発の年として位置づけられるもの。

18 ビジネスと人権に関する行動計画

国連人権理事会で決議された「ビジネスと人権に関する指導原則」により、策定されたわが国の行動計画のこと(2020年(令和2年)10月策定)。持続可能な開発目標(SDGs)の達成に当たっては、人権の保護・促進が重要な要素と位置付けられている。

19 同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965年(昭和40年)8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

20 ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の重要な理念。障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

21 国連自由権規約委員会

「市民的政治的権利に関する国際規約」（自由権規約、国際人権B規約）の各締約国の遵守状況を監視するために国連に設置された機関。5年に1回、締約国政府が提出した報告書をもとに、締約国政府代表と議論しながら審査する。規約人権委員会ともいう。

◇P3

22 人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）

1997年（平成9年）に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的として、5年間の時限立法として制定された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会から、1999年（平成11年）7月に人権教育・啓発の基本的事項について、2001年（平成13年）5月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

23 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000年（平成12年）12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

24 人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002年（平成14年）3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

25 いじめ防止対策推進法

2011年（平成23年）に発生したいじめ自殺事件を踏まえ、2013年（平成25年）9月に施行された法律。「いじめ」についての定義を明らかにするとともに、学校及び学校の教職員の責務が規定された。

26 子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。

27 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律（施行は一部の附則を除き2016年（平成28年）4月1日）。

28 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

ヘイトスピーチの解消に向けた取組を推進するため、基本理念および国と地方公共団体の責務を定めるとともに、国や地方公共団体が相談体制の整備・教育の充実・啓発活動などを実施することについて規定する法律。

29 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）

部落問題の解消に向けた取組を推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定する法律。

30 人権教育のための国連10年京都府行動計画

人権教育のための国連10年の取組に対応する計画として、京都府が1999年（平成11年）3月に、人権教育・啓発推進に係る京都府の基本的指針として策定した計画。この計画に基づき、知事を本部長とする人権教育のための国連10年京都府行動計画推進本部を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら、様々な施策で積極的な取組を推進。

31 新京都府人権教育・啓発推進計画

「人権教育のための国連10年京都府行動計画」の計画期間満了後も同計画を継承・発展させ、引き続き総合的かつ計画的に取組を進めるための基本的指針として、2005年（平成17年）1月に策定した計画。

◇P4

32 京都人権啓発推進会議

同和問題(部落差別)などあらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進するため、京都府・京都市・府教育委員会・市教育委員会・府市長会・府町村会・府人権擁護委員連合会・京都商工会議所・府商工会連合会・府中小企業団体中央会・府農業協同組合中央会・府社会福祉協議会の12団体により1984年(昭和59年)に設立。

33 (公財)世界人権問題研究センター

1994年(平成6年)に、人権問題について広く世界的視野に立った総合的な調査、研究を行い、人権問題に係る学術・研究の発信と振興を図ることを目的に、京都府・京都市・京都商工会議所により京都市内に設立された文部科学省認可の研究機関。

◇P5

34 京都府総合計画(京都夢実現プラン)

2019年(令和元年)10月に「一人ひとりの夢や希望がすべての地域で実現できる京都府」をめざして策定した京都府の行政運営の指針となる総合計画で、「将来構想」「基本計画」「地域振興計画」によって構成している。

◇P8

35 ユニバーサルデザイン

ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。この言葉や考え方は、1980年代にノースカロライナ州立大学(米)のロナルド・メイス氏によって明確にされ、次の7つの原則が提唱されている。①誰にでも利用できるように作られていて、簡単に手に入れることができる(公平性)、②使う人の様々な好みや能力に合う(自由度)、③使い方が簡単にわかる(単純性)、④必要な情報が簡単に伝わる(わかりやすさ)、⑤ミスや間違った行動が、危険や思わぬ結果につながらない(安全性)、⑥少ない力で効率的に、楽に使うことができる(省体力性)、⑦アクセスしやすく、簡単に操作できるスペースや大きさにする(空間の確保)。

36 ヘイトスピーチ

人種、民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱する表現行為などと説明される。

ヘイトスピーチが、その対象となった人々の自尊感情、つまり個人の尊厳を傷つけることはいまでもなく、人種差別撤廃条約第4条や自由権規約第20条では、こうした差別扇動を禁止している。

日本では、2016年(平成28年)6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行され、この法律では、ヘイトスピーチを「本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動」と規定している。こうした行為の代表的なものとしては、2009年(平成21年)12月に京都朝鮮第一初級学校(当時)に対して行われた示威活動があり、刑事訴訟では有罪判決が、民事訴訟では当該行為が「人種差別撤廃条約が禁止する人種差別にあたる」とする判決が確定している。また、外国人以外に向けられた例として、2011年(平成23年)1月に奈良県の水平社博物館前において行われたものがある。

◇P9

37 同和対策事業特別措置法

1969年(昭和44年)に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

38 地域改善対策協議会(略称：地对協)

1982年(昭和57年)3月に同和対策事業特別措置法が廃止され、同年4月1日から地域改善対策特別措置法が施行されるに伴い、政令によって設置された機関。意見具申として、1984年(昭和59年)6月、「今後における啓発活動について」、1986年(昭和61年)12月「今後における地域改善対策について」、1991年(平成3年)12月「今後の地域改善対策について」、1996年(平成8年)5月に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」が内閣総理大臣に提出された。

◇P10

39 戸籍謄本等不正取得事件

京都府では2003年(平成15年)に、司法書士が不正に取得した戸籍謄本等が結婚に反対する理由に使われた事件があった。また、2005年(平成17年)以降、全国的に司法書士・行政書士らによる大量の戸籍謄本等の不正取得が次々と明らかになった。事件関係者は裁判で、不正取得の目的の多くは身元調査だったと証言している。

40 土地調査問題

平成19年に大阪府において、マンション開発に伴う「土地調査」で、差別につながる調査、報告(同和地区等を「不人気地域」と表現する等)が行われていたことが判明。こうした調査は、京阪神を中心に長く続けられていたことがわかっている。

◇P11

41 ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index)

男女間の格差を数値化したもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

具体的には、【経済分野】労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、【教育分野】識字率、初等、中等、高等教育の各在学率、【健康分野】新生児の男女比率、健康寿命、【政治分野】国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数を用いて算出されている。

42 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

2001年(平成13年)施行。配偶者等(男性・女性問わず、事実婚や元配偶者も含む)からの暴力(身体的暴力のほか、精神的・性的暴力も含む)に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。

43 ドメスティック・バイオレンス(DV)

京都府男女共同参画推進条例では、夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為(暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)と定義している。

44 セクシュアルハラスメント

京都府男女共同参画推進条例では、相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることと定義している。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)では、職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることと定義している。

45 マタニティハラスメント

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)では、職場において行われる上司・同僚からの言動(妊娠・出産したこと、育

児休業等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されることと定義している。

なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものはハラスメントには該当しない。

46 京都府男女共同参画推進条例

2004年(平成16年)4月1日施行。男女共同参画の推進に関し、6つの基本理念(①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤男女の性についての理解、⑥国際的協調)を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定した条例。

47 京都ジョブパークマザーズジョブカフェ

子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、就業と子育てをワンストップで支援する就業支援拠点。

◇P12

48 輝く女性応援京都会議

京都における女性の活躍の加速化に向け、2015年(平成27年)3月に発足した経済団体等と行政(京都府・京都市・京都労働局)とが連携した女性の活躍推進体制。

49 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都 SARA)

性暴力被害者に対して、総合的な支援を提供するため、行政、医療機関、警察弁護士会、民間団体等が連携して設置し、専門的な研修を受けた女性相談員が被害者に対応。

50 パワーハラスメント

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)では、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものと定義している。

なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しない。

51 ネグレクト

子ども・障害者・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。

52 SNS(Social Networking Service の略)

インターネット上で交流の場を提供するサービス。SNS 上に投稿された日記・写真などの情報に対して、閲覧したり、コメントやメッセージを送ることができる。

◇P13

53 児童憲章

1951年(昭和26年)5月5日にわが国で宣言。児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童は良い環境の中で育てられる、という3つの原則を謳っている。

54 子どもの貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が中央値の半分を下回る世帯で暮らす子どもの割合。

55 京都府子ども・子育て応援プラン

2020年(令和2年)3月、「京都府少子化対策基本計画」の内容を盛り込み、京都府子育て環境日本一推進戦略の方向性を踏まえて策定。

子ども・子育て支援法に基づき、府内市町村が策定する計画とも連携し、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制等を盛り込むとともに、「京都府就業支援・人材確保計画」や「京都府住生活基本計画」など、子育て支援や少子化対策に関連する他分野の計画等との連携を図りつつ、今後5年間に取り組む施策を具体化。

56 京都府いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、京都府において、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、2014年(平成26年)4月に策定された。2018年(平成30年)4月改定。

◇P14

57 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

児童の権利擁護を目的として、児童買春及び児童ポルノに係る行為等を処罰し、その被害児童の保護措置等を定めた法律(平成11年法律第52号)。2014年(平成26年)の改正により、児童ポルノの単純所持を禁止し、自己の性的好奇心を満たす目的による所持等に罰則を設ける等、諸般の規定整備がなされた。

58 京都府青少年の健全な育成に関する条例

1981年(昭和56年)1月施行。青少年の健全な育成に関する理念を明らかにし、府の施策の基本を定めてその推進を図るとともに、府民参加のもとに青少年を取り巻く社会環境の整備を助長し、その健全な成長を阻害するおそれのある行為から青少年を保護することで、青少年の健全な育成を図ることを目的として制定した条例。2018年(平成30年)の改正により、青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為を規制した。

59 京都府子どもの貧困対策推進計画

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画として、2015年(平成27年)3月に京都府が定めた計画。2020年(令和2年)3月に改定。

60 京都府高齢者健康福祉計画

2018年度(平成30年度)から2020年度(令和2年度)が計画期間となる第8次計画を2018年(平成30年)3月に策定。団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの一層の充実を図り、持続可能な介護保険制度を構築するため、京都府が目指す基本的な政策目標と、その実現に向けて取り組む諸施策を定めている。

◇P15

61 京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター

障害者・高齢者の虐待を防止し権利の擁護を図るため2012年(平成24年)6月に設置されたセンター。虐待事案の通報窓口となる市町村を専門職チームの派遣、電話相談等により支援。

62 京都府福祉のまちづくり条例

1995年(平成7年)10月施行。障害者や高齢者をはじめすべての人が安心して快適に暮らすことができるよう、建築物や道路、公園等の整備とともに、府民一人ひとりが共に生き、支え合うことのできる地域社会づくりの実現を目的として制定した条例。

63 障害者基本法

障害のある人の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。

64 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)

2012年(平成24年)10月施行。障害のある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組や、障害のある人を養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めた法律。

65 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

2015年(平成27年)4月施行。障害のある人もない人も、全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現を目的とし策定した条例。

条例では「障害者」の定義について、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と規定している。

◇P16

66 障害者雇用率

民間企業等が障害者を雇用している割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、民間企業等は従業員数に応じて、障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)を雇用する義務が課せられている。

67 法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた企業等に課せられた障害者の雇用の割合。2021年(令和3年)3月から民間企業2.3%(従業員43.5人以上の企業)国、地方公共団体等2.6% 都道府県等の教育委員会2.5%。

68 完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標テーマとして設定された考え方。障害者が、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現することを意味する。

69 言語として手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となない人とが支え合う社会づくり条例

2018年(平成30年)3月施行。言語としての手話の普及を進めるとともに、聞こえに障害のある人がその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会を確保することにより、聞こえに障害のある人となない人とが相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う聞こえの共生社会を推進するために制定した条例。

70 京都府障害者基本計画

1996年(平成8年)3月に障害者基本法に基づき策定された今後の障害者の自立、社会参加等「完全参加と平等」を目指して作られた障害者施策に関する基本的な計画。2020年(令和2年)3月に第4期計画(計画期間、令和2年4月からの4カ年)を策定。

◇P17

71 (公財)京都府国際センター

1996年(平成8年)、「京都府国際化プラン」に基づき、京都府の国際化を総合的に進める中核的な組織として設立。

◇P19

72 ハンセン病

1873年(明治6年)にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

かつては、「らい病」と呼ばれていたが、現在は名称につきまとう差別的イメージを払拭するために、「らい菌」を発見した医師の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれている。

73 エイズ

後天性免疫不全症候群(Acquired Immuno Deficiency Syndrome)のこと。HIVに感染し(後天性)、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力(免疫)が、正常に働かなく(不全)なることによって発症する様々な病気(症候群)の総称。

74 HIV

ヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)のこと。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。HIVは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

75 ハンセン病元患者の宿泊拒否問題

2003年(平成15年)11月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、国立療養所の入所者が宿泊を申し込んだ熊本県の温泉のホテルから宿泊を拒否されるという事例が発生したという問題。

◇P20

76 世界保健機関(WHO(World Health Organization))

世界中の人々の、最高水準の健康維持を目的として設立された国連の専門機関。

77 世界エイズデー

1988年(昭和63年)に世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、WHOが、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱して12月1日を設定。

◇P21

78 京都府犯罪被害者サポートチーム

犯罪被害者等と各支援機関を適切に結ぶためのネットワークシステム。事務局に犯罪被害者相談専用電話を設置、犯罪被害者支援の知識も経験も豊富な犯罪被害者支援コーディネーターを配置し、行政機関をはじめ、法律・医療等の民間機関と連携した総合的な支援を実施。

79 犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的とした地方自治体の条例。犯罪被害者等基本法に基づき、地方自治体及び住民等の責務を明らかにするとともに、総合的対応窓口の設置、見舞金の支給等経済的支援、住民等への理解促進に向けた広報啓発の実施など犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めている。

80 京都府犯罪被害者支援連絡協議会

警察と関係行政機関・団体等が相互に連携をはかることにより、社会全体が被害者をサポートできる環境づくりに努めるとともに、被害者の視点に立ち、被害者のニーズに対応した各種支援活動を効果的に推進することを目的として1998年(平成10年)7月に結成。69の関係機関・団体が参加。

81 (公社)京都犯罪被害者支援センター

電話相談や面接相談、その他の活動を通じて、犯罪や犯罪に類する行為、災害等により被害を受けた者並びにそのご家族及び遺族(「以下被害者等」という。)が抱える悩みの解決や心のケア等を支援するとともに、社会全体が被害者等をサポートできる環境づくりに寄与することを目的として1998年(平成10年)5月に任意団体として設立された。2003年(平成15年)10月に犯罪被害者等早期支援団体として京都府公安委員会の指定を受け、2011年(平成23年)4月に公益社団法人となる。

82 直接的支援

裁判の傍聴付添や代理傍聴、検察庁や弁護士事務所等への付添など。

◇P22

83 ホームレスとなることを余儀なくされている人

2020年(令和2年)1月の厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査」では、京都府内で57名のホームレスの人が確認されている。

84 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス特措法)

2002年(平成14年)8月施行。ホームレスを定義するとともに、ホームレスの自立支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関して、国と地方公共団体の責務等を規定。なお、10年間の時限法であった法の期限は、2027年(令和9年)まで延長されている。

85 生活困窮者自立支援法

2015年(平成27年)4月施行。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、福祉事務所設置自治体を実施主体とし、生活困窮者から就労その他の自立に関する相談を受け、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成して包括的・継続的支援を行う「自立相談支援事業」や、離職により住宅を失った生活困窮者に対して家賃相当を支給する「住居確保給付金」等を実施。

86 LGBT

レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダーの頭文字をとった言葉で、性的少数者の総称として使われることもある。

87 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

2004年(平成16年)7月施行。この法律により、性同一性障害がある方で、法律に規定された要件(①20歳以上であること。②現に婚姻をしていないこと。③現に未成年の子がいないこと。④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。)を満たす場合は、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別表記を変更することが可能となっている。

88 性的指向と性自認

性的指向(Sexual Orientation)は、恋愛感情や性的な関心がどの性に向いているかを示す言葉であり、性自認(Gender Identity)は、自分が認識している性別のことを指す。SOGIとも言われ、異性愛者もLGBT等性的少数者も全ての人が持っている。

◇P23

89 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

2019年(平成31年)施行。先住民族への配慮を求める国内外の要請等により、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するため、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興等の施策の推進を定めた法律。

◇P26

90 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)

インターネットでプライバシーや権利の侵害があったときに、プロバイダ等が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダ等は被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、プロバイダ等に削除依頼をすることができる。

91 プロバイダ等

プロバイダ責任制限法では、「特定電気通信役務提供者」として、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者を規制対

象としており、いわゆるプロバイダ(ISP: Internet Services Provider)だけでなく、掲示板を設置する Web サイトの運営者なども規制対象とされている。

92 メディアリテラシー

情報が流通する媒体(メディア)を使いこなす能力のこと。①メディアを主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションする能力の3つの要素からなる複合的な能力とされる。

93 フィルタリングサービス

インターネットへの接続にあたって、未成年にふさわしくない内容など特定の Web サイトへのアクセスを制限するサービス。

◇P28

94 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現した社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき姿を示し、官民一体となって取り組んでいくため「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、2007年(平成19年)12月に策定。

◇P32

95 保育所保育指針

厚生労働省が作成した、保育所における「保育の目標」、「保育の方法」、「保育の環境」等の保育を展開するに当たって、各年齢ごとの必要な基本的事項が盛り込まれた指針。

96 幼稚園教育要領

幼稚園を対象に教育課程その他の保育内容の基準を示した文部科学省告示。

97 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

幼保連携型認定こども園を対象に、教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を示した内閣府、文部科学省及び厚生労働省告示。

98 子ども・子育て支援新制度

2012年(平成24年)8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度(2014年(平成27年)4月施行)。

99 学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、国が学校教育法等に基づいて定める、教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準。小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。

100 京都府教育振興プラン

教育基本法第17条第2項に基づき、京都府教育委員会において、2011年(平成23年)に策定された教育の振興に関する基本計画。2021年(令和3年)には、第2期となる基本計画が策定された(計画期間は令和12年度までの10年間)。

◇P33

101 スクールカウンセラー・「まなび・生活アドバイザー」

「スクールカウンセラー(SC)は、「心の専門家」として学校に配置された臨床心理士などの専門家。児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどの業務にあたる。「まなび・生活アドバイザー」は、府内の市町(組合)(京都市を除く。)小中学校及び府立学校に配置された社会福祉士や精神保健福祉士、元教員などの専門家。児童生徒の基本的な生活習慣を確立させ、学習習慣の定着を図るための取組を支援するとともに、教育的・福祉

的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、本人やその家庭に働きかけたり、医療機関・児童相談所・福祉事務所・警察などと連携して問題解決を図る。

◇P36

102 京都人権啓発行政連絡協議会

1976年(昭和51年)に部落地名総監事件を契機に企業内の人権啓発推進のため結成された「行政連絡協議会」を前身とする。1998年(平成10年)に京都府内を行政区域とする京都地方法務局・近畿財務局京都財務事務所・京都労働局・近畿農政局・近畿経済産業局・近畿運輸局・近畿地方整備局・京都府・京都市の9団体により設立。京都府内における人権擁護思想の普及・高揚に関する施策について、相互に連携・調整することにより、効果的な人権啓発活動を推進することを目的として活動を行っている。

103 企業内人権啓発推進員

企業内の人権啓発推進体制の確立及び啓発推進計画の策定・推進等を図るために、京都人権啓発行政連絡協議会が、従業員数30人以上(2021年(令和3年)4月から25人以上)の事業所等に設置勧奨している。

◇P37

104 法律家、議会関係者等

本計画は行政機関としての京都府が人権教育・啓発を推進するための基本的指針として策定した計画であり、計画の基本となる考えはあらゆる人を対象に普及をさせていくことが重要であることから、裁判官、弁護士、司法書士等の法律家、また、議員等議会関係者に対しても立場を踏まえて可能な限り情報提供等協力に努める考えであることを明らかにしたものの。

◇P39

105 インフォームドコンセント(説明と同意)

患者・家族が病状や治療内容を正しく理解し、判断できるよう、医療者から情報提供がなされ、それに対し納得・同意した上で治療方針を選択すること。

106 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちを見守り、妊産婦の子育てや妊娠中の相談・支援等を行う。

◇P43

107 憲法週間

日本国憲法が施行された5月3日を記念日とする憲法記念日を中心とした5月1日から7日までの1週間。

108 人権強調月間

京都府と京都人権啓発推進会議では、同和対策審議会答申が出された8月を人権啓発活動を集中的に実施する「人権強調月間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

109 人権週間

1948年(昭和23年)、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間(12月4日～10日)を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

110 人権啓発イメージソング

京都府人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」のこと。2013年(平成25年)、世界人権宣言65周年を記念し、作詞家の鮎川めぐみさんと作曲家の千住明さんによって制作された。2017年(平成29年)には、作詞家鮎川めぐみさんと作曲家和泉一弥さんによる子ども向けの京都府人権啓発サブソング「えがおのおくりもの」を制作し、多くの方々に歌っていただく中で、身近なところから人権について考えるきっかけになるよう、この歌を活用し、人権啓発活動を展開している。

111 ワークショップ

もともとは「作業場」「工房」などの意味。WORK(身体を動かす)+SHOP(自分で作ってものを公開する場)、つまり参加者が主体的に活動をしながら問題意識を高め、多くの人々と積極的に交流することによって、自分自身の中に新しい「気づき」を得るための場のこと。受け身の講義形式とは異なり、参加者自ら積極的に問題意識を持って参加することが望まれている。

112 人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱する民間ボランティア。人権相談を受けて問題解決のサポートをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っている。

◇P44

113 人権啓発活動ネットワーク協議会

国、地方公共団体、人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発活動を行っている機関、団体等が、相互に連携・協力して、人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的に設置。人権の花運動等の啓発活動を行う。京都ネットワーク協議会は、京都地方法務局、京都府人権擁護委員連合会、京都府、京都市、京都府社会福祉協議会、京都市社会福祉協議会の6団体。1999年(平成11年)設立。府内に3つの地域ネットワーク協議会がある。

114 京都府社会貢献活動の促進に関する条例

2003年(平成15年)11月1日施行。社会貢献活動の促進についての基本理念を示すとともに、府の責務と府民、社会貢献活動団体及び企業の果たすべき役割を明らかにし、社会全体で社会貢献活動を促進することを目的として制定した条例。

資料編

- 1 人権関係年表
- 2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 3 世界人権宣言
- 4 京都府人権教育・啓発推進計画推進本部(概念図)
- 5 京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)策定経過
- 6 京都府人権教育・啓発推進計画(第2次：改定版)策定経過
- 7 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会委員

1 人権関係年表

(凡例 ◎：国際的な動き、○：国の動き、●：京都府の動き)

【人権全般】

西暦	年	主な動き
1947	昭22	○「日本国憲法」施行 ○「教育基本法」施行
1948	昭23	◎「世界人権宣言」採択
1979	昭54	○「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)」締結 (◎国連での採択：1966年) ○「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」締結 (◎国連での採択：1966年)
1994	平6	◎国連「人権高等弁務官」設置 ◎「人権教育のための国連10年」決議 ◎「人権教育のための国連10年(1995年～2004年)行動計画」策定
1995	平7	○「人権教育のための国連10年推進本部」設置
1997	平9	○「人権の擁護に関する施策を推進するための法律(人権擁護施策推進法)」施行 ○「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定
1999	平11	○「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」締結(◎国連での採択：1984年) ○人権擁護推進審議会答申 ※ 人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について ●「人権教育のための国連10年京都府行動計画」策定
2000	平12	○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」施行
2001	平13	○人権擁護推進審議会答申 ※ 人権救済制度の在り方について
2002	平14	○「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
2004	平16	◎「人権教育のための世界計画」決議
2005	平17	◎「人権教育のための世界計画」の「第1フェーズ行動計画(2005年～2009年)」開始 ●「新京都府人権教育・啓発推進計画」策定
2006	平18	◎国連「人権理事会」設置
2010	平22	◎「人権教育のための世界計画」の「第2フェーズ行動計画(2010年～2014年)」開始
2011	平23	◎人権理事会「ビジネスと人権に関する指導原則」、国連『「保護、尊重、救済」枠組みの実施』採択 ○「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更 ※「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加

【人権全般(つづき)】

西暦	年	主な動き
2015	平27	◎「人権教育のための世界計画」の「第3フェーズ行動計画(2015年～2019年)」開始 ◎「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択 ※ 2030年度に達成すべき17の目標と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げている。
2016	平28	●「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」策定
2019	令和	●「京都府総合計画(京都夢実現プラン)」策定
2020	令和2	◎「人権教育のための世界計画」の「第4フェーズ行動計画(2020年～2024年)」開始 ○『「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020年～2025年)』策定
2021	令和3	●「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次：改定版)」策定

【同和問題(部落差別)】

西暦	年	主な動き
1952	昭27	●「同和教育基本方針(試案)」策定
1963	昭38	●「同和教育の基本方針」策定
1965	昭40	○ 同和对策審議会答申 ※ 同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識を示し、特に同和地区住民に就職と教育の機会均等を保障することを求めた。
1969	昭44	○「同和对策事業特別措置法」施行(～1982年) ※ 京都府では法が失効するまでの33年間、特別法による対策事業を実施
1981	昭56	○「地域改善対策特別措置法」施行(～1987年)
1987	昭62	○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行(～2002年)
1996	平8	○ 地域改善対策協議会の意見具申
2002	平14	○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効
2016	平28	○「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)」施行

【女性】

西暦	年	主な動き
1955	昭30	○「婦人の参政権に関する条約」締結
1972	昭47	○「勤労婦人福祉法」施行 ※ 1985年に「男女雇用機会均等法」に改正
1975	昭50	◎「国際婦人年」
1976	昭51	◎「国際婦人の10年」(～1985年)
1977	昭52	○「国内行動計画」策定
1985	昭60	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約(女性差別撤廃条約)」締結(◎国連での採択：1979年)
1986	昭61	○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行

【女性(つづき)】

西暦	年	主な動き
1989	平元	●「男女平等と共同参加の21世紀をめざす京都府行動計画(KY0のあけぼのプラン)」策定
1995	平7	◎ 第4回世界女性会議において「北京宣言」採択 ※ 同宣言において「女性の権利は人権である」と謳われる ○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(改正育児・介護休業法)」施行
1996	平8	●「京都府女性総合センター」開設
1997	平9	○ 改正「男女雇用機会均等法」施行
1999	平11	○「男女共同参画社会基本法」施行
2000	平12	○「男女共同参画基本計画」策定 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行
2001	平13	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行 ●「新KY0のあけぼのプランー京都府男女共同参画計画」策定
2004	平16	○ 改正「DV防止法」施行 ●「京都府男女共同参画推進条例」施行
2005	平17	○「第2次男女共同参画基本計画」策定
2006	平18	●「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定
2007	平19	●「新KY0のあけぼのプラン後期施策」策定 ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定
2008	平20	○ 改正「DV防止法」施行
2009	平21	●「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する基本計画」改定
2010	平22	● 京都雇用創出活力会議「京都仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)行動計画」策定 ○「第3次男女共同参画基本計画」策定
2011	平23	●「KY0のあけぼのプラン(第3次)」策定
2013	平25	○ 改正「ストーカー規制法」施行 ● 京都雇用創出活力会議「京都仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)行動計画(第2次)」策定
2014	平26	○ 改正「DV防止法」施行 ●「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第3次)」策定
2015	平27	○「第4次男女共同参画基本計画」策定
2016	平28	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行 ●「女性活躍応援計画」策定
2017	平29	○ 改正「ストーカー規制法」施行
2018	平30	○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ※ 男女の候補者数をできる限り均等とする等

【女性(つづき)】

西暦	年	主な動き
2019	令和元	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ●「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第4次)」策定
2020	令和2	○改正「DV防止法」施行 ○改正「男女雇用機会均等法」施行 ○改正「育児・介護休業法」施行 ○「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」改正 ※ ハラスメントの防止対策の強化等(大企業2020年6月から、中小企業2022年4月から) ○「第5次男女共同参画基本計画」策定
2021	令和3	○改正「育児・介護休業法」施行 ※「子の看護休暇」及び「介護休暇」が時間単位で取得可能とする等 ●「KY0のあけぼのプラン(第4次)」策定

【子ども】

西暦	年	主な動き
1947	昭和22	○「教育基本法」施行
1948	昭和23	○「児童福祉法」施行
1951	昭和26	○「児童憲章」発表
1979	昭和54	◎「国際児童年」
1991	平成3	●「京都府青少年プラン」策定
1994	平成6	○「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」締結(◎国連での採択：1989年)
1996	平成8	●「京都府子育て支援計画～きょうと未来っ子21プラン～」策定(～2005年) ※ 子どもが健やかに生まれ育ち、みんなで子育てを支える社会を目指して施策を推進
1999	平成11	○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行
2000	平成12	○「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」施行 ○「就業が認められるための最低年齢に関する条約」締結(1973年採択)
2001	平成13	●「京都府子育て支援計画後期実施計画」策定(～2005年) ※ 少子化の一層の進行、児童虐待の急増、子育て不安の深刻化等の課題を踏まえ、子育て力の向上や児童虐待防止等の新たな対応と施策の充実を図るため、地域子育て支援センター、児童虐待防止市町村ネットワークや放課後児童クラブの設置など14施策に数値目標を設定 ●「新京都府青少年プラン」策定(～2010年)
2003	平成15	○「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行
2004	平成16	○改正「児童虐待防止法」施行 ○「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」締結(2000年採択)
2008	平成20	○改正「児童虐待防止法」施行 ○改正「出会い系サイト規制法」施行

【子ども(つづき)】

西暦	年	主な動き
2009	平21	○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」施行
2010	平22	○「子ども・若者育成支援推進法」施行
2011	平23	●「青少年すこやか育成プラン」策定 ●「京都府児童ポルノの規制等に関する条例」施行 ※ 法の改正を踏まえ、2015年(平成27年)10月に条例廃止 ●「京都府教育振興プラン」策定
2013	平25	○「いじめ防止対策推進法」施行
2014	平26	○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」締結(1980年採択) ○「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」施行 ○ 法改正により「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」施行 ●「京都府いじめ防止基本方針」策定
2015	平27	○「子ども・子育て支援法」施行 ●「京都府子育て支援新計画～未来っ子いきいき応援プラン～」策定(～2019年度) ●「京都府子どもの貧困対策推進計画」策定
2016	平28	○「公職選挙法等の一部を改正する法律」施行 ※ 公職選挙の選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げ ●「京都府教育振興プラン(改定版)」策定
2017	平29	○「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」施行 ○ 改正「児童福祉法」施行 ○ 改正「福島復興再生特別措置法」施行 ※ 避難している子どもに対するいじめ防止への取組を明記
2018	平30	○ 改正「青少年インターネット環境整備法」施行 ○ 改正「児童福祉法及び児童虐待防止法」施行
2019	令元	○ 改正「子ども・子育て支援法」施行 ○「日本語教育の推進に関する法律」施行 ○ 改正「子どもの貧困対策法」施行 ●「京都府子育て環境日本一推進戦略～あたたかい子育て社会をめざして～」策定
2020	令2	○「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」施行 ※ 国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し等(ハーグ条約実施法) ○ 改正「児童福祉法及び児童虐待防止法」施行 ●「第2次 京都府子どもの貧困対策推進計画」策定
2021	令3	●「第2期 京都府教育振興プラン」策定

【高齢者】

西暦	年	主な動き
1963	昭38	○「老人福祉法」施行
1994	平6	○「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行
1995	平7	○「高齢社会対策基本法」施行 ●「京都府福祉のまちづくり条例」施行
1998	平10	○改正「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(高年齢者雇用安定法)」施行 ※ 60歳以上定年制義務化
2000	平12	○介護保険制度開始 ○「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行 ●第1期京都府介護保険事業支援計画を含む「第2次京都府高齢者保健福祉計画ーきょうと高齢者あんしん21プランー」策定
2003	平15	●「第3次京都府高齢者保健福祉計画ーきょうと高齢者あんしん21プランー」策定
2006	平18	○「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」施行 ○改正「高齢者雇用安定法」施行 ※ 65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の義務化 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行 ●「第4次京都府高齢者保健福祉計画」策定
2007	平19	○改正「雇用対策法」施行 ※ 募集・採用に係る年齢制限の禁止の義務化
2009	平21	●「第5次京都府高齢者健康福祉計画」策定
2012	平24	●「第6次京都府高齢者健康福祉計画」策定
2013	平25	○改正「高年齢者雇用安定法」施行 ○「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行
2015	平27	●「第7次京都府高齢者健康福祉計画〔京都府高齢者居住安定確保計画〕」策定
2018	平30	○改正「交通バリアフリー法」施行 ●「第8次京都府高齢者健康福祉計画」策定
2020	令2	○改正「高年齢者雇用安定法」施行 ○改正「交通バリアフリー法」施行
2021	令3	●「第9次京都府高齢者健康福祉計画」策定

【障害のある人】

西暦	年	主な動き
1950	昭25	○「精神衛生法」施行 ※ 1988年に「精神保険法」、1995年に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改正
1970	昭45	○「心身障害者対策基本法」施行 ※ 1993年に「障害者基本法」に改正
1981	昭56	◎「国際障害者年」
1982	昭57	●「京都府国際障害者年長期事業計画」策定
1987	昭62	○「障害者の雇用の促進に関する法律(障害者雇用促進法)」施行
1993	平5	○「障害者対策に関する新長期計画」策定 ○「障害者基本法」施行
1994	平6	○「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行
1995	平7	○「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行 ○「障害者プラン」(ノーマライゼーション7か年戦略)策定 ●「京都府福祉のまちづくり条例」施行 ●「京都府障害者基本計画・ひとりだち～京都から～21プラン」策定
1998	平10	○「精神保健福祉士法」施行 ○改正「障害者雇用促進法」施行
1999	平11	○「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行 ※ 精神薄弱者から知的障害者への用語改正
2000	平12	○「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行 ●「京都府障害者基本計画後期実施計画」策定 ※ 重点的に実施すべき課題に対応するため、基本計画を見直し
2002	平14	○「身体障害者補助犬法」施行
2004	平16	○改正「障害者基本法」施行
2005	平17	○「発達障害者支援法」施行 ●「京都府障害者基本計画・キラリ☆21ーそれぞれの明日、京都からー」策定
2006	平18	◎「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」採択※ 2008年に発効 ○「障害者自立支援法」施行 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」施行
2007	平19	○「障害者権利条約」に署名
2008	平20	○「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」施行
2012	平24	○「障害者虐待防止法」施行

【障害のある人(つづき)】

西暦	年	主な動き
2013	平25	○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」施行 ○改正「障害者雇用促進法」施行 ○「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行 ○「第3次障害者基本計画」策定
2014	平26	○「障害者権利条約」締結(◎国連での採択：2006年)
2015	平27	●「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」施行 ●「第3期京都府障害者基本計画」策定
2016	平28	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行 ○改正「発達障害者支援法」施行
2018	平30	○改正「交通バリアフリー法」施行 ○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 ○「第4次障害者基本計画」策定 ●「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」施行 ●「京都府文化力による未来づくり条例」施行
2019	平31	○「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支援等に関する法律」施行 ○「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行 ●「京都府文化力による未来づくり基本計画」策定
2020	令2	○改正「障害者雇用促進法」施行 ○「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」施行 ○改正「交通バリアフリー法」施行 ●「第4期京都府障害者基本計画」策定

【外国人】

西暦	年	主な動き
1981	昭56	○「難民の地位に関する条約」締結(◎国連での採択：1951年)
1995	平7	○「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」締結(◎国連での採択：1965年) ●「京都府国際化プラン」策定
1999	平11	○「外国人登録法一部改正」 ※ 指紋押なつ全廃
2007	平19	●「外国人児童生徒に関する指導の指針」策定
2008	平20	●「京都府外国籍府民共生施策懇談会」設置
2009	平21	●「明日の国際交流推進プラン」策定
2011	平23	●「明日の国際交流推進プラン」改定策定

【外国人(つづき)】

西暦	年	主な動き
2012	平24	○改正「住民基本台帳法」施行。「外国人登録法」廃止 ※ 外国人住民が住民基本台帳制度の適用対象に追加
2016	平28	○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」施行
2017	平29	○「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行 ※ 技能実習生に対する人権侵害行為等の禁止
2018	平30	●「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」策定 ※ 2020年(令和2年)府内全市町村策定
2019	平31 令元	○「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」施行 ※ 新たな外国人材受入れのための在留資格の創設等 ●「京都府外国人住民総合相談窓口」開設 ○「日本語教育の推進に関する法律」施行 ●「地域における日本語教育推進プラン」策定
2020	令2	○「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」策定

【ハンセン病・エイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群)・難病患者等】

西暦	年	主な動き
1953	昭28	○「らい予防法」制定 ※ 施設入所を強制する隔離政策が実施
1989	平元	○「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行
1996	平8	○「らい予防法」廃止
1999	平11	○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 ○「エイズ予防法」廃止
2001	平13	○「らい予防法」のもとに国が行ったハンセン病患者・元患者に対する隔離政策について、国の責任を認める司法判断 ○「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行
2009	平21	○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」施行
2013	平25	○「障害者総合支援法」施行 ※ 法が対象とする「障害者」に難病等を規定
2015	平27	○「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病医療法)」施行
2019	平31 令元	○「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支援等に関する法律」施行 ○「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行 ○改正「ハンセン病問題基本法」施行

【犯罪被害者等】

西暦	年	主な動き
1981	昭56	○「犯罪被害者等給付金支給法」施行
1996	平8	○ 警察庁において「被害者対策要綱」策定 ●「京都府警察被害者対策要綱」策定
2000	平12	○「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」及び「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行
2001	平13	○ 改正「犯罪被害者等給付金支給法」施行
2004	平16	●「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」施行
2005	平17	○「犯罪被害者等基本法」施行 ○「犯罪被害者等基本計画」閣議決定 ●「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」及び同アクションプラン策定
2010	平22	●「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」及び同アクションプラン改定
2011	平23	○「第二次犯罪被害者等基本計画」閣議決定 ●「京都府警察犯罪被害者等支援要綱」策定
2014	平26	●「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」改定 ●「京都府犯罪防御アクションプラン」策定
2015	平27	●「京都府性暴力被害者ワンストップサービスセンター(京都SARA)」開設
2016	平28	○「第三次犯罪被害者等基本計画」閣議決定 ●「京都府警察犯罪被害者支援基本計画」策定
2019	令和元	●「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」改定
2021	令和3	○「第四次犯罪被害者等基本計画」閣議決定

【さまざまな人権問題】

「ホームレス」「性的指向・性自認」「刑を終えて出所した人」
「アイヌの人々・婚外子・識字問題」「北朝鮮当局による拉致問題等」

西暦	年	主な動き
1990	平2	◎「国際識字年」
1997	平9	○「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」施行
2002	平14	○「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援法)」施行
2003	平15	○「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行
2004	平16	●「京都府ホームレスの自立の支援等実施計画」策定 ○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ※ 性別適合手術を受け、一定の条件を満たす場合に、戸籍上の性別の変更が可能となった。
2006	平18	○「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行
2007	平19	○「探偵業の業務の適正化に関する法律(探偵業法)」施行
2008	平20	○改正「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ※ 性別変更の条件を緩和
2011	平23	○「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更 ※ 「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加
2012	平24	○「ホームレス自立支援法」延長
2015	平27	○「生活困窮者自立支援法」施行
2016	平28	○「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
2017	平29	○「ホームレス自立支援法」10年延長
2018	平30	◎ 世界保健機構(WHO)「国際疾病分類・改定版第11版(ICD-11)」で、性同一性障害の名称変更と位置づけの見直し ○「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」施行 ※ 生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、貧困ビジネス対策等
2019	令元	○「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行
2020	令2	○改正「男女雇用機会均等法」施行 ○改正「育児・介護休業法」施行 ※ 性的指向・性自認に関するアウティング禁止、性的指向・性自認にかかわらずセクシャルハラスメントに該当する等ハラスメント防止対策の強化等(大企業2020年6月から、中小企業2022年4月から)

【社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題】

「新型コロナウイルス感染症による人権問題」
「インターネット社会における人権の尊重」「個人情報の保護」
「安心して働ける職場環境の推進」「自殺対策の推進」「災害時の配慮」

西暦	年	主な動き
1947	昭22	○「労働基準法」施行
1962	昭37	○「災害対策基本法」施行
1996	平8	●「京都府個人情報保護条例」施行 ※ 府民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、個人情報の適正な取扱いを規定
1999	平11	○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行
2002	平14	○「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」施行
2003	平15	○「個人情報の保護に関する法律」(一部)施行
2004	平16	●「京都府個人情報保護条例」改正 ※ 職員に対する罰則などを盛り込み、一層の取扱いの適正化を図るため改正
2005	平17	○「個人情報の保護に関する法律」(全面)施行 ※ 個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を規定
2006	平18	○「自殺対策基本法」施行
2007	平19	○「探偵業の業務の適正化に関する法律(探偵業法)」施行
2009	平21	●「京都府自殺ストップセンター」開設
2014	平26	○「過労死等防止対策推進法」施行
2015	平27	●「京都府自殺対策に関する条例」施行 ●「京都府自殺対策推進計画」策定 ○改正「個人情報保護法」施行
2017	平29	○改正「個人情報保護法」施行
2019	平31	○「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」一部施行 ※ 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保
2020	令2	○改正「男女雇用機会均等法」施行 ○改正「育児・介護休業法」施行 ※ ハラスメントの防止対策の強化等(大企業2020年6月から、中小企業2022年4月から) ○改正「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正 ※ 新型コロナウイルス感染症を適用 ○改正「労災保険法」施行 ○改正「個人情報保護法」施行
2021	令3	○改正「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正 ※ 差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務を規定 ●「第2次京都府自殺対策推進計画」策定

2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

この法律の施行に伴い、政府は、次の点に格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものとする。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にすべきであること。

右決議する。

参議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものとする。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。

3 世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的な人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することを努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言

に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な

裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴求を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続きによって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ

- 有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人権的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

4 京都府人権教育・啓発推進計画推進本部(概念図)

	構成等	役割								
本部長	京都府知事	推進本部の統括								
推進機関	京都府人権啓発調整会議委員会構成員 及び警察本部長 (京都府人権啓発調整会議委員会) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>委員長</td> <td>担当副知事</td> </tr> <tr> <td>特別委員</td> <td>副知事、教育長</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>府民環境部長、人権啓発推進室長、教育次長</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>関係部長等(*1)</td> </tr> </table>	委員長	担当副知事	特別委員	副知事、教育長	副委員長	府民環境部長、人権啓発推進室長、教育次長	委員	関係部長等(*1)	計画の推進 及び フォローアップ
委員長	担当副知事									
特別委員	副知事、教育長									
副委員長	府民環境部長、人権啓発推進室長、教育次長									
委員	関係部長等(*1)									
補助機関	京都府人権啓発調整会議幹事会構成員 及び警察本部警務部教養課長 (京都府人権啓発調整会議幹事会) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>幹事</td> <td>関係部副部長等(*2)</td> </tr> </table>	幹事	関係部副部長等(*2)	計画の推進 及び フォローアップの検討						
幹事	関係部副部長等(*2)									
庶務 (事務局)	府民環境部人権啓発推進室									

(*1) **関係部長等**

企画理事、広域振興局長、知事室長、職員長、会計管理者、危機管理部長、総務部長、政策企画部長、文化スポーツ部長、健康福祉部長、商工労働観光部長、農林水産部長、建設交通部長

(*2) **関係部副部長等**

危機管理部副部長、総務部副部長、政策企画部副部長、府民環境部副部長、文化スポーツ部副部長、健康福祉部副部長、商工労働観光部副部長、農林水産部副部長、建設交通部副部長、広域振興局地域連携・振興部長、教育庁教育監

5 京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)策定経過

年月日	事項
2015年(平成27年)6月16日	第30回 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会 (計画の基本的な考え方等)
8月6日	第31回 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会(素案)
9月4日	第32回 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会(中間案)
10月7日～30日	中間案に対する府民意見(パブリック・コメント)募集
11月17日	第33回 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会(最終案)
12月17日	京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)の策定

6 京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改定版)策定経過

年月日	事項
2020年(令和2年)8月7日	第47回 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会 (計画改定の意見聴取)
8月28日	第48回 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会(素案)
10月29日	第49回 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会(中間案)
12月15日 ～2021年(令和3年)1月4日	中間案に対する府民意見(パブリック・コメント)募集
3月26日	第50回 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会(最終案)
3月31日	京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改定版)の策定

7 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会委員 (2021年(令和3年)3月現在)

(敬称略；五十音順)

氏名	所属等
○ あくざわ まりこ 阿久澤 麻理子	公立大学法人大阪 大阪市立大学人権問題研究センター教授
いしづ ともあき 石津 友啓	一般社団法人京都経営者協会 専務理事
かん よんじゃ 康 玲子	元京都府外国籍府民共生施策懇談会委員
◎ さかもと しげき 坂元 茂樹	公益財団法人世界人権問題研究センター 所長
しらはま てつろう 白浜 徹朗	弁護士法人白浜法律事務所 代表社員弁護士
たけだ ていこ 武田 貞子	一般社団法人京都府医師会 理事
とくら よしかず 十倉 良一	株式会社京都新聞社 論説委員
とのむら まき 外村 まき	元特定非営利活動法人チャイルドライン京都 理事長
なかにし まさや 中西 昌哉	社会福祉法人世光福祉会 障がい者地域共生拠点イマジン 統括管理者
なかむら ひでつぐ 中村 英次	日本労働組合総連合会京都府連合会 副会長
ふじわら あや 藤原 綾	元京都府人権啓発学生サポーター

◎：座長 ○：副座長